安芸市復興基本方針

（草案）

令和７年９月

安　芸　市

目　次

策定の趣旨 …… 1
位置付け …… 2
第１編　復興基本方針 …… 5
第１章　　安芸市の概況 …… 7
1. 位置と沿革 …… 7
2. 地形的特徴 …… 8
3. 人口動態 …… 9
4. 土地利用状況 …… 10
5. 地籍調査の進捗 …… 11
6. 公共交通 …… 12
7. 産業 …… 13
8. 歴史・文化 …… 14
第２章　　被災想定 …… 15
1. 過去の南海地震による被害 …… 15
2. 南海トラフ地震による被害想定 …… 16
第３章　　復興基本方針 …… 22
1. 事前復興まちづくり計画の考え方 …… 22
2. 上位計画の位置付け …… 23
3. 復興まちづくりの課題 …… 24
4. 復興方針 …… 27
第２編　復興組織 …… 37
第１章　　復興組織の概要 …… 39
第２章　　復興本部体制（案） …… 40
1. 復興業務を担う担当部署（災害復興課（仮称））を設置する案 …… 40
2. 災害対策本部体制を引き継ぐ形として復興本部組織を設置する案 …… 41
第３編　資料編 …… 43
1. 東日本大震災　復興交付金　基幹事業 …… 45
2. 「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について …… 66
3. 令和６年能登半島地震　被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ …… 67

策定の趣旨

地震大国である日本は、古来より多くの地域が度々震災に見舞われてきました。2011 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）では、東北地方の太平洋沿岸域を中心に未曾有の被害がもたらされ、被災からの復興には多くの時間と労力が費やされました。それ以降も、平成 28 年熊本地震、平成 30 年北海道胆振東部地震、令和６年能登半島沖地震といった多くの災害が発生しています。

政府の地震調査委員会は、令和 7 年 9 月、南海トラフ全域において今後 30 年以内にＭ８～Ｍ９クラスの地震が発生する確率を、60～90％程度以上または 20～50％とする２つの評価モデルを併記しています。評価モデルによって数値に幅があるものの、総じて長期的な発生可能性は高いと評価されており、本市としても対策の強化が重要な課題となっています。

東日本大震災では、まちの将来像のデザインや住民との合意形成等に時間がかかったために復興計画の策定が遅れ、復興に時間を要した被災地もありました。このような事態を避けるため、本市では「安芸市復興方針（草案）（以下、「本方針（草案）」という。）」を策定しました。

本方針（草案）は、南海トラフ地震の被災後に、市民の皆さまが１日でも早く日常生活を取り戻せるよう、復興に向けた市の方向性をまとめたものです。本方針（草案）を通じて、市民、事業者、行政が一体となって事前の備えを強化し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、被災後の迅速な復興に向けた体制を整えることで、本市の持続可能な発展と市民の安全・安心な暮らしの実現を目指します。

位置付け

「大規模災害からの復興に関する法律（以下、「復興法」という。）」では、特定大規模災害が発生した場合、国は必要があると認めるときに「復興基本方針」を定めなければならないと規定されています。さらに、都道府県は、「復興基本方針」に即して「復興のための施策に関する方針（以下、「都道府県復興方針」という。）」を定めることができ、国が「復興基本方針」を、都道府県が「都道府県復興方針」を定めた場合にあっては、市町村は「復興計画」を作成することができると規定されています。

南海トラフ地震の発生により、高知県全域にわたる甚大な被害が想定されています。被災後のまちの復興は、行政内部および関係機関との総合調整ならびに住民との合意形成が求められるほか、多岐にわたる業務を的確かつスピード感を持って進める必要があります。そのため高知県は、津波による甚大な被害が想定される市町村が復興まちづくりに速やかに着手できるよう、令和３年度に、「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」を策定し、市町村における事前復興まちづくり計画の策定を推進しています。

本方針（草案）は、「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」等をふまえて、安芸市の被災後のまちづくりの方針や体制、手順等をとりまとめたものであり、発災後には、復興法第 10 条に基づく「安芸市復興計画」を迅速かつ円滑に策定するための事前準備として作成したものです。

安芸市事前復興まちづくり計画と復興に関する事前準備の位置付けを**図 1**、「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」の流れに沿った復興に関する事前準備の全体像を**図 2** に示します。

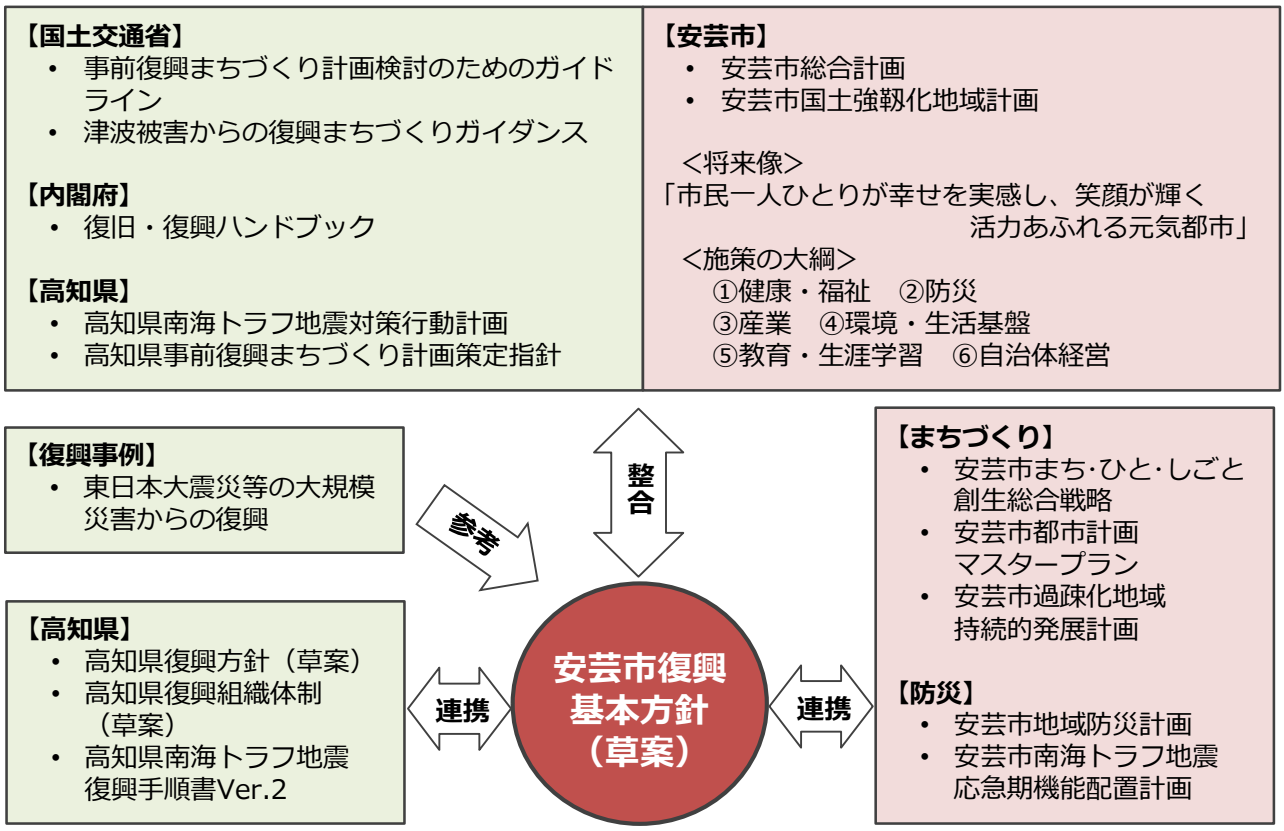

図１　安芸市事前復興まちづくり計画の位置付け

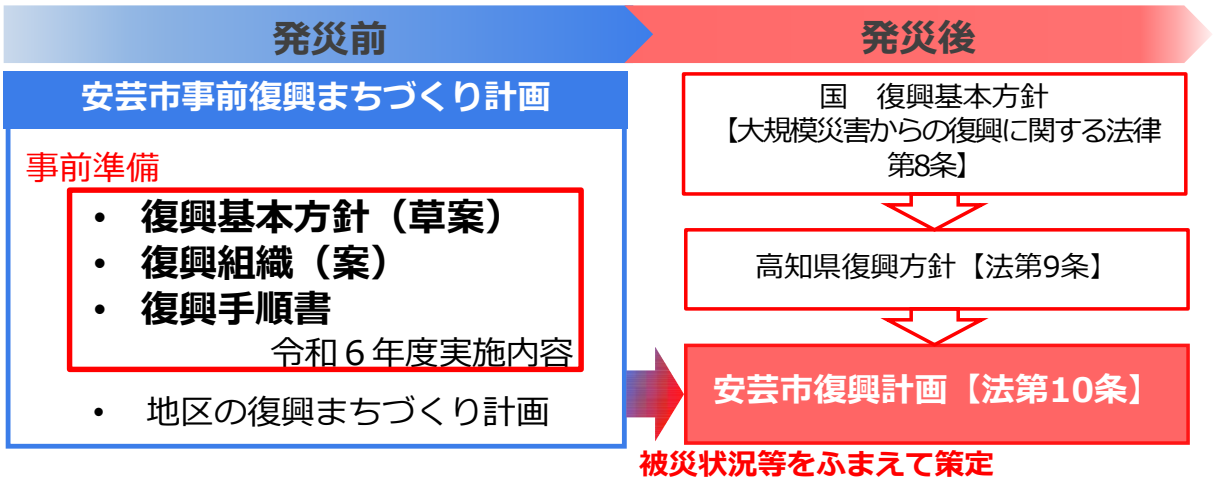

図２　復興に関する事前準備の全体像

第１編　復興基本方針

第1章　安芸市の概況

1. 位置と沿革

本市は、県都高知市から東へ約 40km の位置に所在し、北は四国山地に連なり香美市、馬路村、徳島県那賀郡那賀町に接し、東は安田町、西は香南市、芸西村に接し、南は土佐湾に面しています。本市の総面積は 317.16 ㎢で、市域の 89%を山林が占め、そこを源流域とした「安芸川」「伊尾木川」が市内中央部を南流し、下流域には肥沃な安芸平野を形成しています。

明治 29 年に安芸村が町制を敷き、その後、穴内村と合併しました。昭和 29 年８月に、安芸町、伊尾木村、川北村、東川村、畑山村、井ノ口村、土居村、赤野村の町村が合併して安芸市となり、昭和 30 年４月に香美郡西川村舞川・轟を吸収合併し、現在の市域となりました。

図 1-1　位置図

2. 地形的特徴

本市の市域大部分が山地・丘陵地を占め、主に四国山地の一部を形成しています。本市の中央に位置する安芸平野は、安芸川と伊尾木川の流域に形成された沖積平野です。本市には複数の平坦な段丘面が確認され、これは河川の浸食作用と地殻変動によって形成されました。海岸部は土佐湾に面し、砂浜や岩石海岸が見られます。

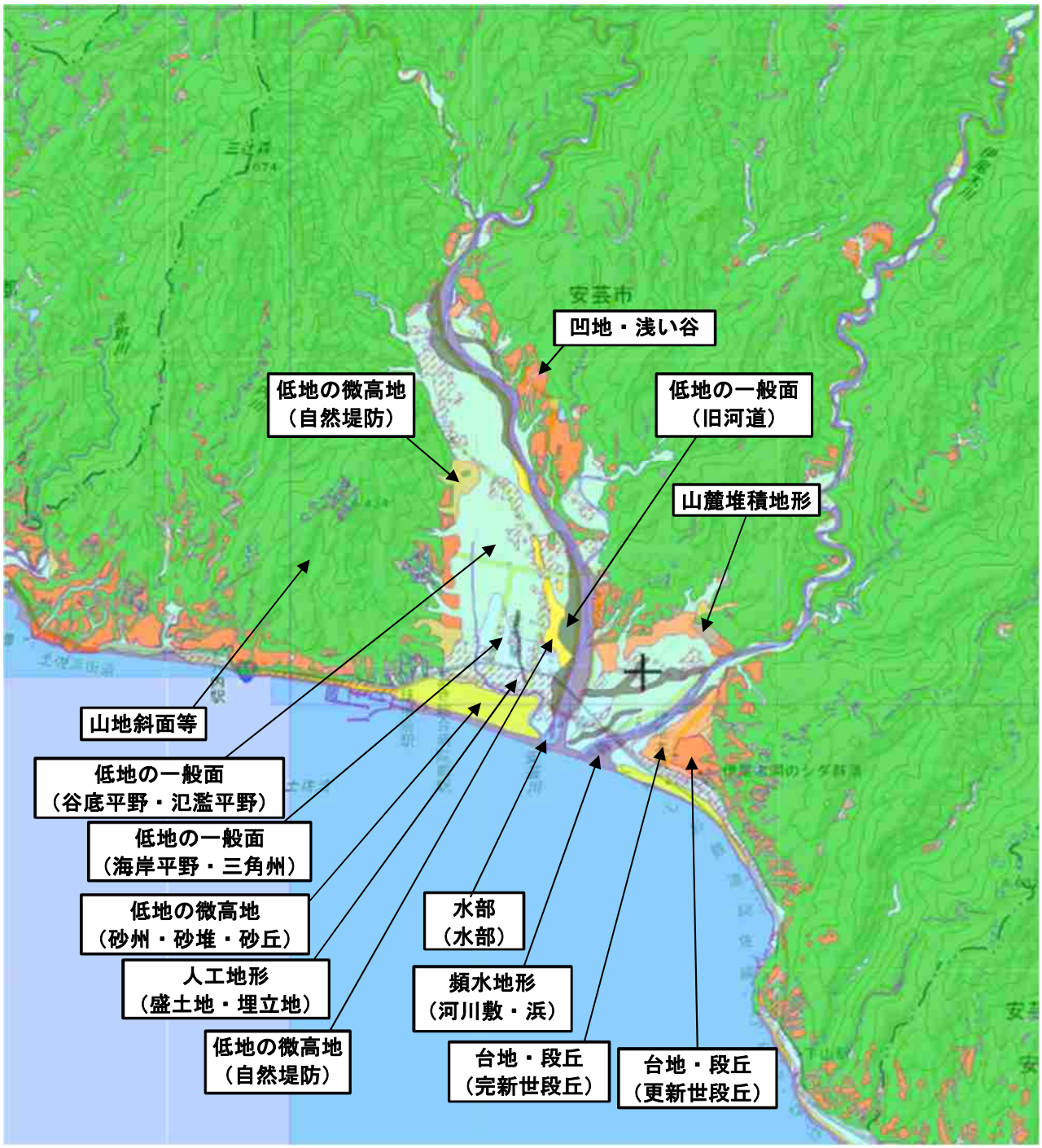

出典：国土地理院「数値地図 25000（土地条件）」を基に加工

図 1-2　土地条件図

3. 人口動態

本市の人口は近年、減少が続いており、令和２年には 16,243 人となっています。

令和２年の高齢化率は 40.9%となっており、この数値は高知県の高齢化率 35.5%（令和２年国勢調査結果）を上回っています。特に、生産年齢人口の割合は平成２年の 64.0%から令和２年には 48.9%まで大きく低下し、若年層の減少が顕著となっています。また、15 歳未満の年少人口比率も平成２年の 17.2%から令和２年には 9.2%まで減少しており、少子高齢化が急速に進行しています。

このような人口構造の変化は、若年層の転出による社会減や出生率の低下による自然減が主な要因と考えられ、地域の活力維持に向けた対策が求められています。

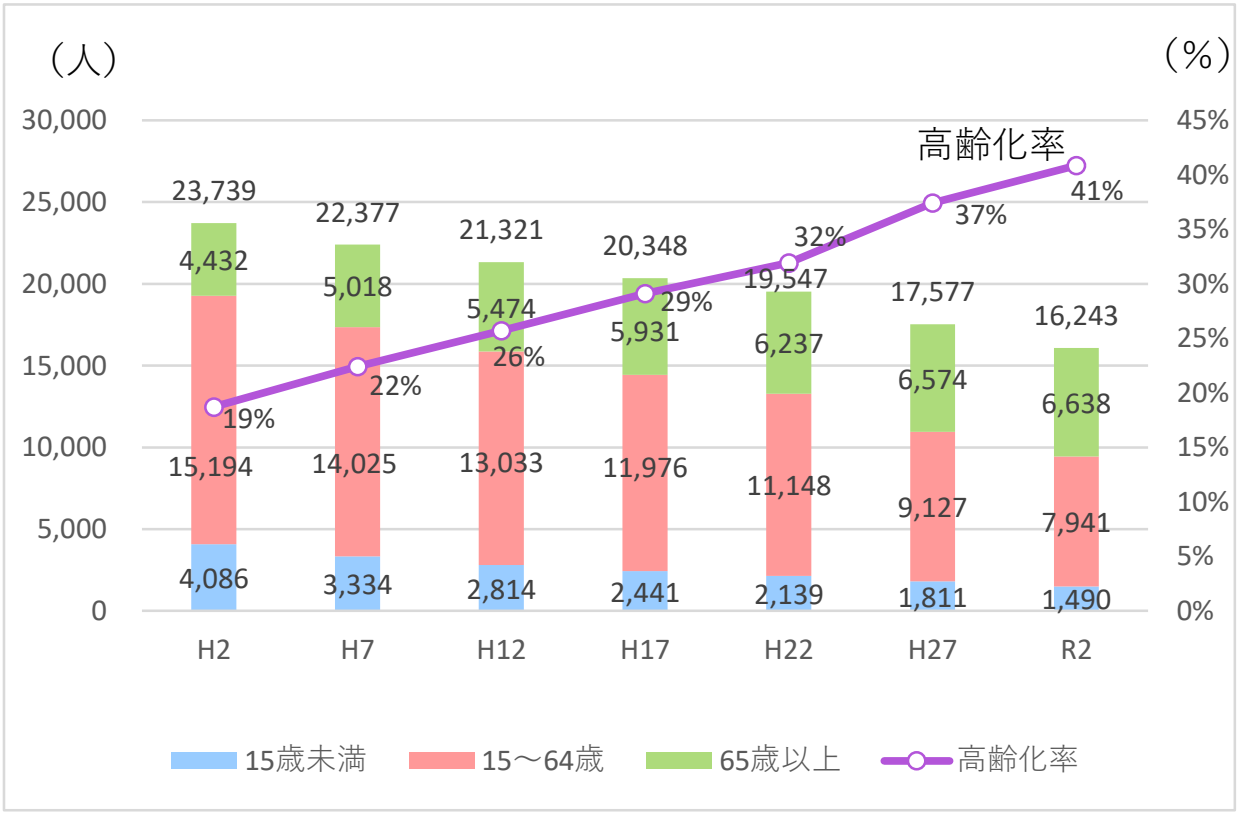

※総人口は、「年齢不詳」を含む。

出典：総務省統計局「令和２年国勢調査」を基に作成

図 1-3　長期的な人口・世帯数の推移

4. 土地利用状況

本市の土地利用は、おおむね９割が自然的土地利用であり森林原野です。都市的土地利用は安芸平野および沿岸部に位置します。

都市計画区域の土地利用は、自然的土地利用が 43.1%、都市的土地利用が 50.0%となっています。都市計画区域における可住地は 57.9%であり、非可住地は 42.1%となっています。

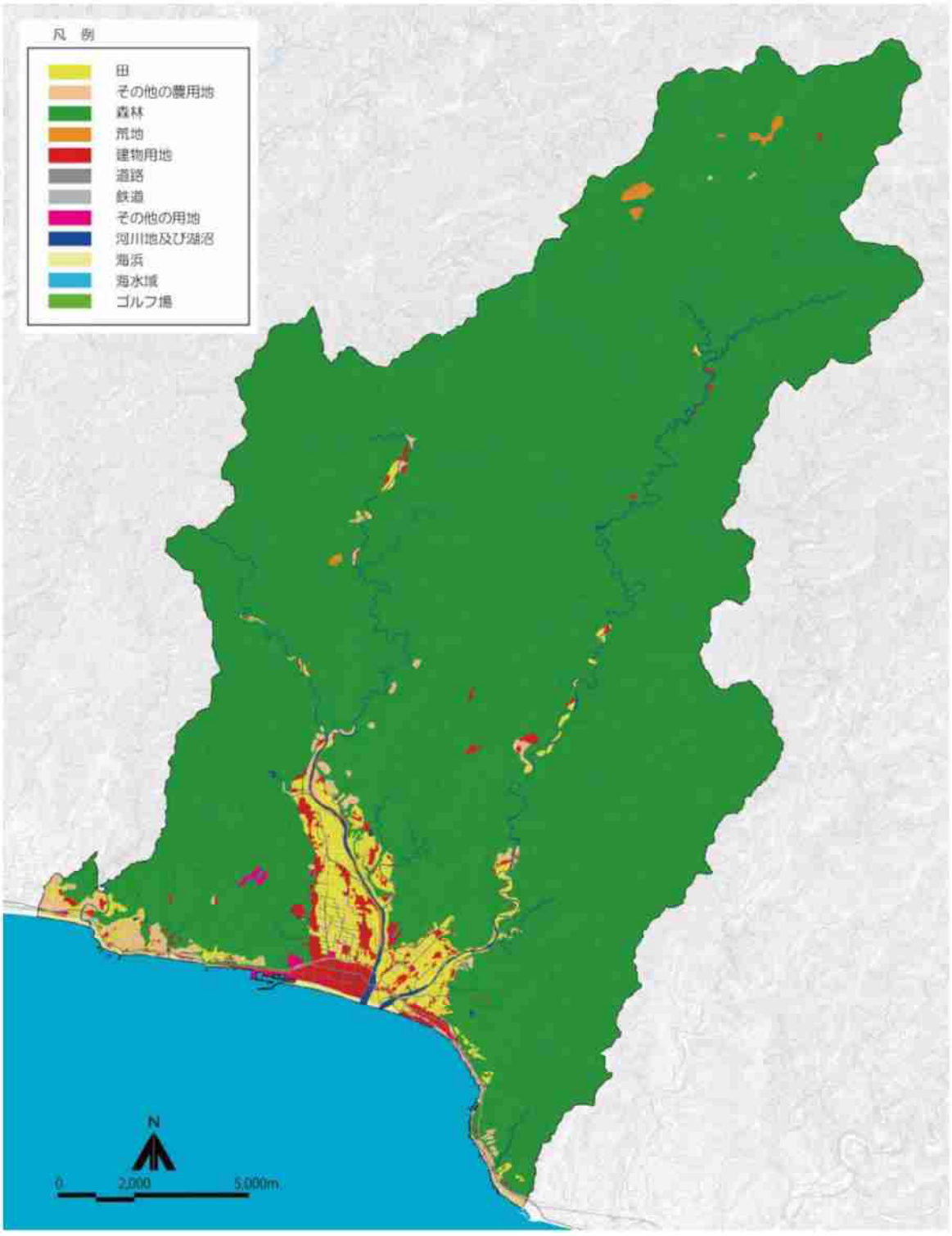

出典：安芸市都市計画マスタープラン

図 1-4　土地利用現況

5. 地籍調査の進捗

本市の地籍調査は、令和６年 12 月現在、進捗率は 13%であり、県下平均 60%と比べて低い状況となっていますが、津波による浸水が想定される沿岸部の地籍調査は、優先的に進められています。

出典：国土交通省「地籍調査状況マップ」

図 1-5　地籍調査状況マップ

6. 公共交通

(1) 道路

本市では、国道 55 号が主要幹線道路となっていますが、その大部分が海岸沿いを走るため、台風や集中豪雨災害等による通行止めが頻発しています。朝夕には慢性的な交通渋滞が発生するため、市民の経済活動や通勤・通学はもとより、救急医療搬送等にも支障をきたしています。さらに、南海トラフ地震発生時の揺れや津波により道路が寸断され、孤立地域の発生するリスクも懸念されています。

このような課題を解決し、災害時の「命の道」としての役割を果たすとともに、地域の産業・観光の振興や定住環境の確保を進めるため、阿南安芸自動車道の整備およびインターチェンジ（IC）の設置が進められています。

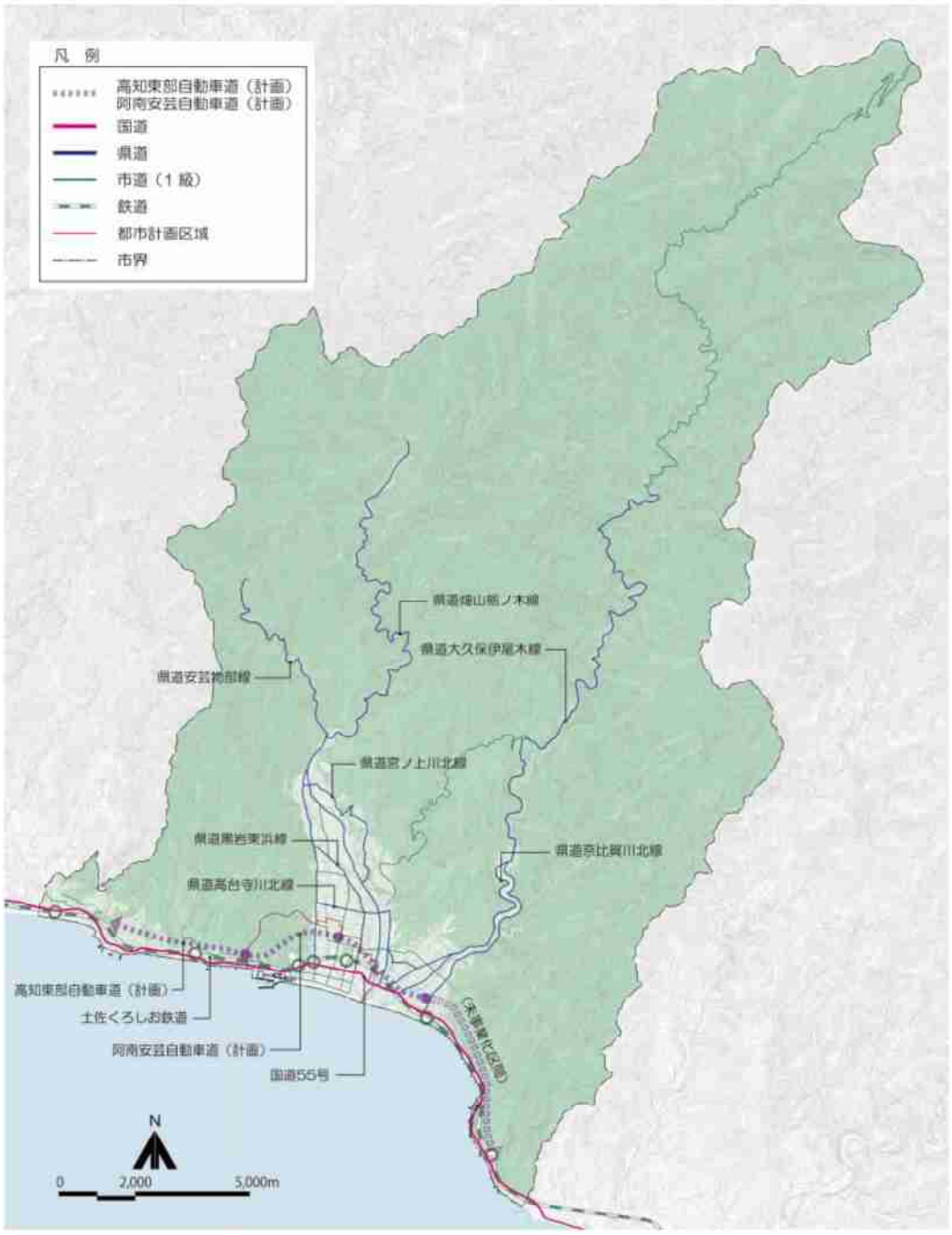

出典：安芸市都市計画マスタープラン

図 1-6　道路網図

(2) 鉄道・バス

本市では、公共交通として、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線（阿佐線）と路線バスの土佐電交通および高知東部交通が運行しています。公共交通機関のない中山間地域等においては、市営の「元気バス」が市民生活の交通手段となっています。ごめん・なはり線は市内に７駅があり、そのうち５駅（赤野駅、穴内駅、球場前駅、安芸駅、下山駅）について、津波からの避難場所として協定を締結しています。

国道 55 号

土佐くろしお鉄道

7. 産業

本市の基幹産業は農林水産業であり、施設園芸によるナス、ピーマン、シシトウ、ミョウガの生産や、中山間地域でのユズ栽培等がされています。農業・農村は、水源涵養、自然環境保全、景観形成などの多面的な機能も有しています。水産業は、しらす漁や回遊性魚種を対象とした漁業が主体となっており、釜あげちりめんの生産が盛んとなっています。安芸市千歳町の海岸通りは、天気のいい日にちりめんじゃこの天日干しをしているところから「じゃこ通り」と呼ばれています。

製造業としては、伝統的な瓦製造や陶器（内原野焼）、食品加工業が展開されています。建設業や木材加工業も一定の規模を持ち、地域の雇用を支えています。

高台の施設園芸

特産品のナス

8. 歴史・文化

本市には、武家屋敷の面影が残る土居廓中の町並み（国の重要伝統的建造物群保存地区）や野良時計、三菱グループ創業者・岩崎彌太郎生家（登録有形文化財）などの歴史的建造物、県の無形文化財に指定されている赤野獅子舞をはじめ、多くの歴史遺産や文化財が存在します。

また、本市は、文化芸術の振興に積極的に取り組んでおり、童謡、書道、陶芸の分野において特色ある地域文化を形成しています。市内には、童謡曲碑をはじめ、全国初となる書道美術館および陶芸館等の文化施設が整備されています。定期的に芸術展、芸能祭、音楽祭等の文化イベントを開催するとともに、伝統芸能および祭事の継承に取り組むなど、多様な文化芸術活動を展開しています。

さらには、阪神タイガースのキャンプ地として利用される市営球場には、毎年多くの観光客が訪れ、本市の重要なスポーツ・観光資源となっています。

岩崎彌太郎生家

野良時計

第2章　被災想定

1.　過去の南海地震による被害

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域および土佐湾を経て日向灘まで至る南海トラフを震源とする地震により、高知県はもとより、太平洋沿岸地域は幾度となく被害を受けてきました。

直近の昭和南海地震発生時には、安芸郡においても津波による甚大な被害が生じています。

表 2-1　歴史的な地震・津波

地震名	発生年	規模	概要
白鳳地震	684 年 (飛鳥時代)	M8.4	土佐で甚大な津波被害。［続日本記］に「土佐国の田苑五十余万頃（50 万町、約 12 ㎢）没して海となる」と記されている。
仁和地震	887 年 (平安時代)	M8.0～8.5	震源域は阿波・紀伊沖。津波も伴い、建築物の倒壊、多くの死傷者を出した。
康和地震	1099 年 (平安時代)	M8.0～8.3	土佐で田約 1,000ha が海に沈む津波。２年前に東海、東南海地震と推定される永長地震。
正平地震 （康安地震）	1361 年 (室町時代)	M8.5	震源域は阿波・紀伊沖。津波で土佐にも被害。
慶長地震	1605 年 (江戸時代)	M7.9	東海・東南海・南海連動型地震。大津波で、房総半島から土佐にかけて被害甚大。宍倉から室戸沖にかけての死者数千人。
宝永地震	1707 年 (江戸時代)	M8.6	南海トラフのほぼ全域にわたってプレート間の断層破壊が発生。震央は潮岬沖。10 回余の大津波が寄せ、高知県沿岸の津波は５~26m。
安政南海地震	1854 年 (江戸時代)	M8.4	東海・南海・南海連動型地震。震源は阿波・紀伊沖。約 32 時間前に浜名湖沖を震央とする安政東海地震が発生。津波は宍喰で５~６m、3.3m
昭和南海地震	昭和 21 年 (1946)	M8.0	南海地震が発生し、ついで津波が押し寄せた。安芸郡では死者 30 人、行方不明５人、負傷 906 人、倒壊家屋 3,030 戸、半壊家屋 1,204 戸、流失家屋 8 戸、浸水家屋 700 戸、道路決壊 7 箇所、船舶流失 90 隻であり、被害がない者はほとんどなかった。
チリ地震	昭和 35 年 (1960)	M9.5	太平洋岸の広い地域に１~４m の津波。甲浦で 52cm の津波。全国で死者・行方不明者 142 人。県内は負傷者１人、全壊７棟。
東北地方 太平洋沖地震	平成 23 年 (2011)	M9.0	震源は三陸沖。死者・関連死合わせて２万人以上。高知県の津波は須崎港湾奥の桜川で 278cm、室戸で 73cm。

出典：四国災害アーカイブス

2. 南海トラフ地震による被害想定

平成 24 年 10 月に高知県から公表された、「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定」によると、最大規模の南海トラフ地震が発生した場合の本市の被害想定は、死者 1,800 人、建物被害 9,700 棟、発災 1 日後の最大避難者数 17,000 人となっています。

表 2-2　安芸市の被害想定（L2）【被災ケース　地震動：東側/津波：ケース⑤】

想定項目		最大クラス	
条件		現状	対策後
建物棟数		13,807	
建物被害	液状化（棟）	30	-
	揺れ（棟）	6,000	700
	津波（棟）	3,500	-
	急傾斜地崩壊（棟）	20	-
	地震火災（棟）	130	-
	合計（棟）	9,700	-
人口（H17 国勢調査）		20,361	
人的被害（死者数）	建物倒壊（人）	390	40
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	20	-
	津波（人）	1,300	50
	急傾斜地崩壊（人）	10	-
	火災（人）	100	-
	ブロック塀（人）	*	-
	合計（人）	1,800	90～
人的被害（負傷者数）	建物倒壊（人）	1,700	450
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	70	-
	津波（人）	90	0
	急傾斜地崩壊（人）	10	-
	火災（人）	20	-
	ブロック塀（人）	*	-
	合計（人）	1,800	450～
人的被害（負傷者のうち重傷者数）	建物倒壊（人）	940	260
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	70	-
	津波（人）	30	0
	急傾斜地崩壊（人）	*	-
	火災（人）	10	-
	ブロック塀（人）	*	-
	合計（人）	980	260～
1日後の避難者数	指定避難所（人）	11,000	8,900
	指定避難所外（人）	6,200	4,600
	合計（人）	17,000	13,000

※「―：未算出」「＊：若干名」　　※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※想定の条件：冬の深夜に発生。避難速度は 1 分あたり 35m。
浸水域外への最短直線距離の 1.5 倍の距離を避難。

出典：高知県危機管理部南海トラフ地震対策課「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定（平成 25 年５月）」

(1) 震度分布

南海トラフ地震発生時の市内の最大震度は、震度７～震度６強と想定されています。さらに、地震の揺れは最大で３分間以上継続すると想定されています。

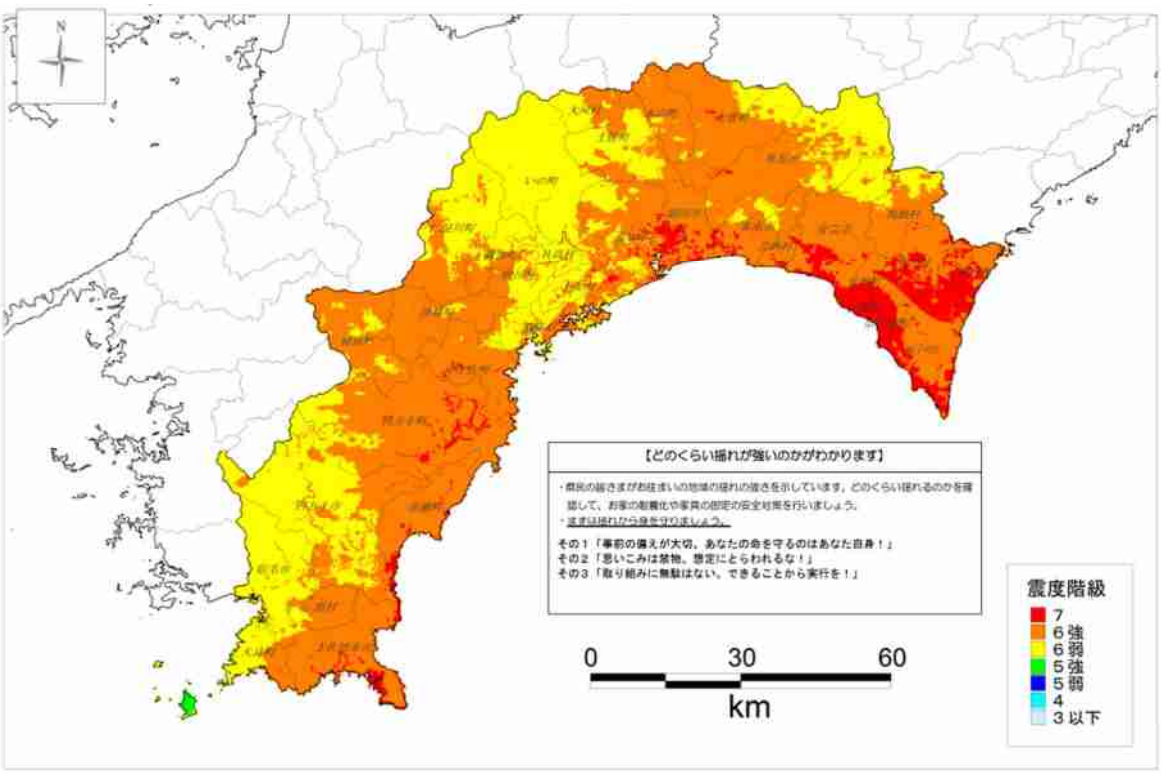

出典：高知県危機管理部南海トラフ地震対策課「[高知県版第２弾]南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」

図 2-1　震度分布図（最大クラスの重ね合わせ結果）

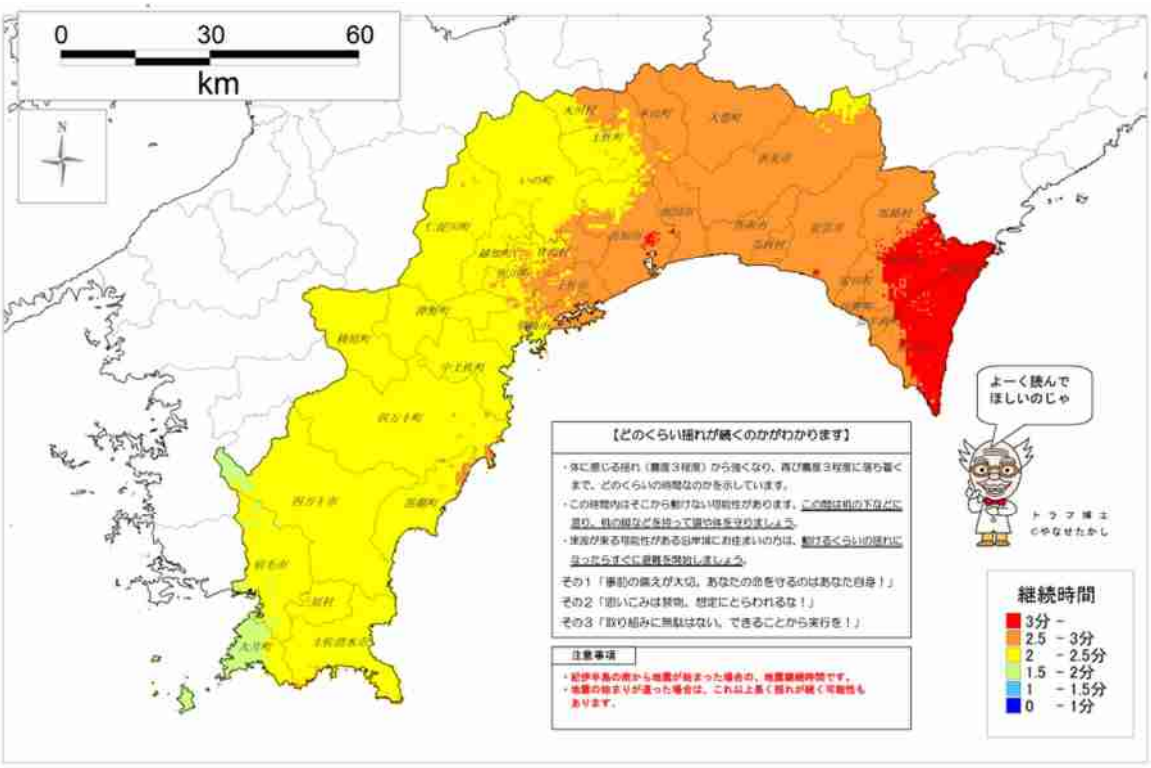

出典：高知県危機管理部南海トラフ地震対策課「[高知県版第２弾]南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」

図 2-2　地震継続時間分布図（最大クラスの重ね合わせ結果）

(2) 津波浸水想定

南海トラフ地震の津波により、最大浸水深 10m 以上が想定される地域があります。なお、「[高知県版第２弾]南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」を基に、津波避難マップを作成しています。

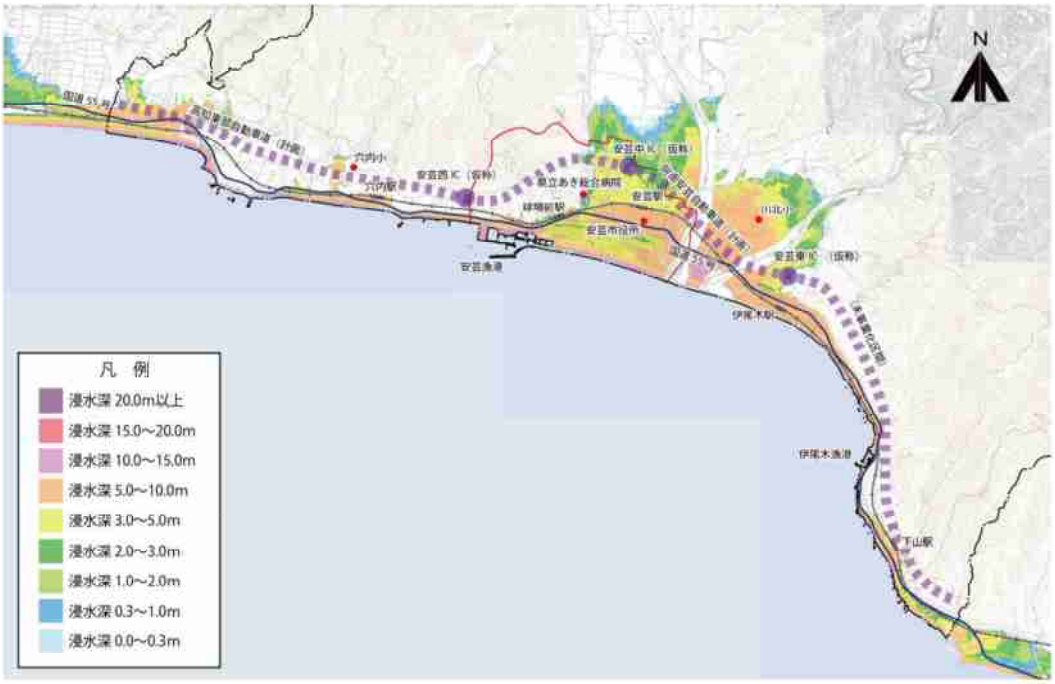

出典：安芸市都市計画マスタープラン

図 2-3　津波浸水予測の安芸市域の最大浸水深

(3) 液状化

本市は沿岸部の低地や安芸川流域の沖積平野において「液状化の可能性が大」と想定されたエリアがあります。内陸部の丘陵地では相対的に液状化の可能性は低くなっています。液状化により、建物被害や地盤沈下、ライフライン被害が懸念されます。

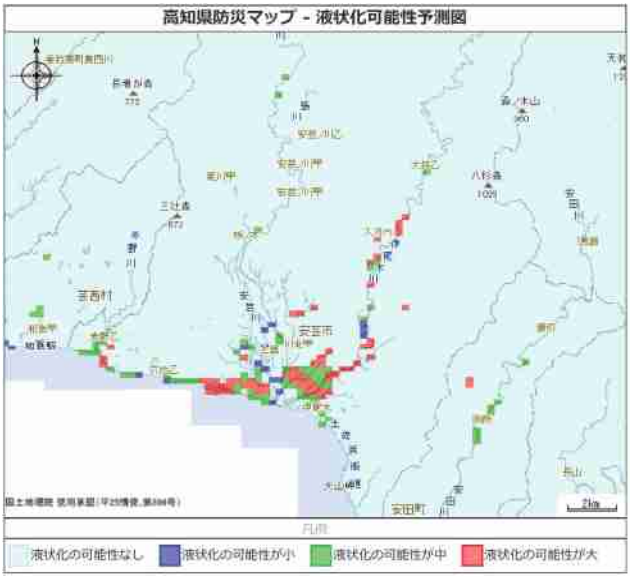

出典：高知県「高知県防災マップ」

図 2-4　液状化可能性予測図

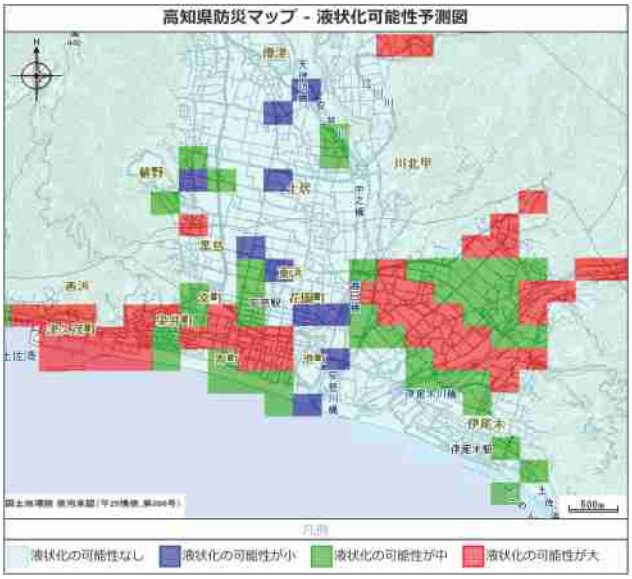

出典：高知県「高知県防災マップ」

図 2-5　市街地の液状化可能性予測図

(4) 地震火災

本市の安芸地区は、住宅密集度・人口密度が高く、幼稚園・保育所および小中高等学校、医療機関や福祉施設等の公共施設に加え、商業施設も集積しており、不特定多数の人が利用する施設が多数存在している。このようなことから、木造住宅等が密集する安芸地区においては、地震発生時に延焼が拡大するエリアを避けて安全に避難することが困難となる可能性がある。

高知県では、こうした事態を避けるため、安芸地区について地震火災対策を重点的に推進する地区として指定している。

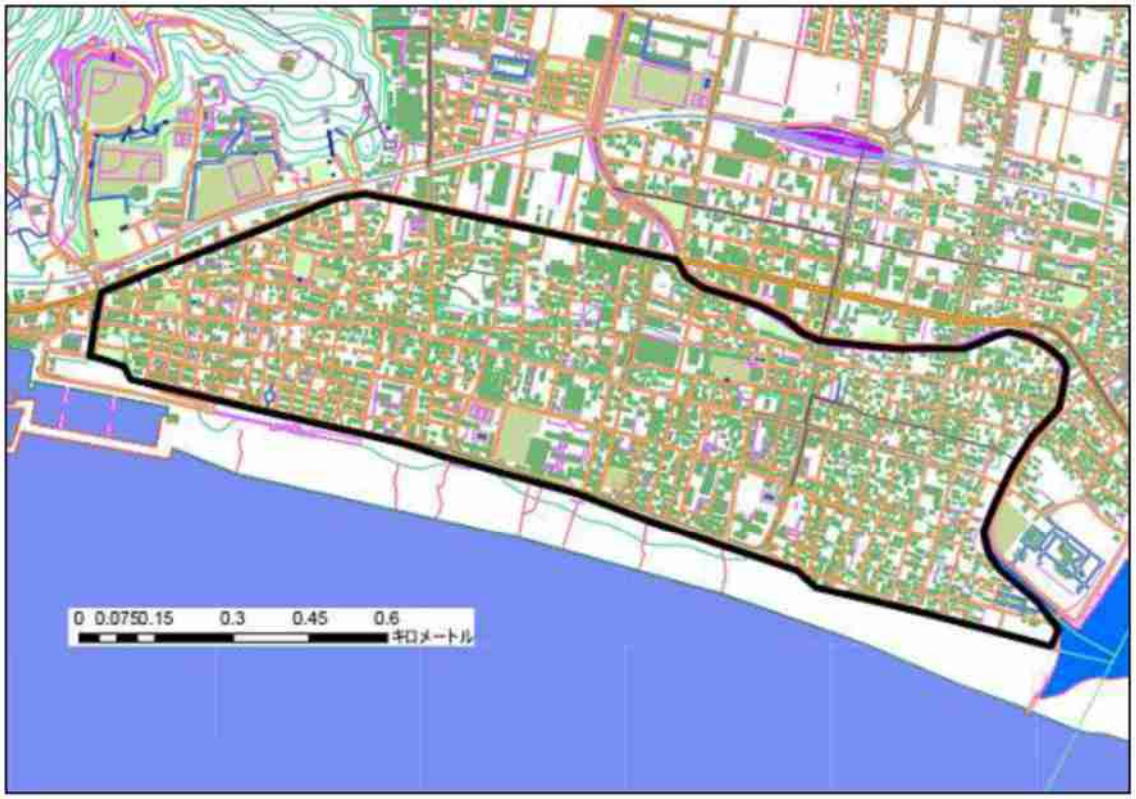

出典：高知県「高知県地震火災対策指針　地震火災対策を重点的に推進する地区」

図 2-6　地震火災対策を重点的に推進する地区

(5) 洪水浸水想定

水防法第 14 条の規定に基づき、高知県では県が管理する河川の洪水浸水想定区域の指定を行い、洪水浸水想定区域図を公表しています。本市における洪水のハザードを以下に示します。

表 2-3　洪水浸水想定区域の公表状況

水系名	河川名	指定年月日	公表図面	関係市町村
東谷川	東谷川	令和６年 10 月 31 日	洪水浸水想定区域図 （想定最大規模降雨）	安田町 安芸市
伊尾木川	伊尾木川	令和４年３月 16 日	洪水浸水想定区域図 （想定最大規模降雨）	安芸市
		令和３年２月 10 日 （令和4年3月16日追加）	洪水浸水想定区域図 （計画規模降雨） 家屋倒壊等氾濫想定区域図 （氾濫流） 家屋倒壊等氾濫想定区域図 （河岸侵食）	
安芸川	安芸川	令和５年３月 29 日	洪水浸水想定区域図 （想定最大規模降雨） 洪水浸水想定区域図 （計画規模降雨）	安芸市
		令和３年２月 10 日	家屋倒壊等氾濫想定区域図 （氾濫流） 家屋倒壊等氾濫想定区域図 （河岸侵食）	
穴内川	穴内川	令和６年 10 月 31 日	洪水浸水想定区域図 （想定最大規模降雨）	安芸市
赤野川	赤野川 メサイ川	令和６年 10 月 31 日	洪水浸水想定区域図 （想定最大規模降雨）	安芸市 芸西村
和食川	和食川 長谷川 谷内川	令和５年３月 29 日	洪水浸水想定区域図 （想定最大規模降雨）	安芸市 芸西村

出典：高知県土木部河川課，想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等の公表（令和６年 11 月 21 日公表）

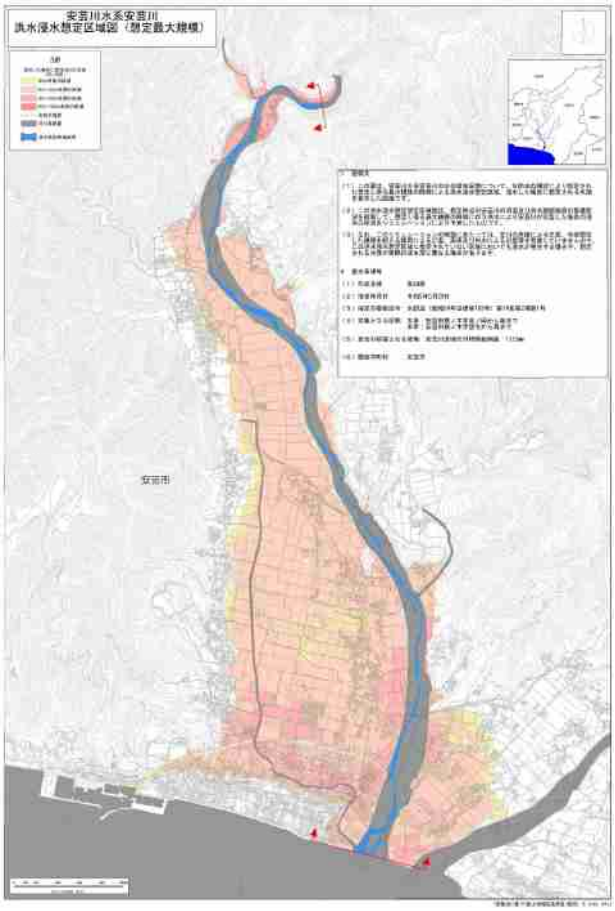

出典：高知県土木部河川課，洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）

図 2-7　安芸平野における洪水浸水想定区域図

(6)　土砂災害警戒区域等

本市は急峻な山地が多く、土砂災害リスクが非常に高い地域です。特に市街地の背後に位置する山地斜面では、がけ崩れや土石流の危険性が高く、土砂災害警戒区域や特別警戒区域に指定されている箇所が多数存在します。

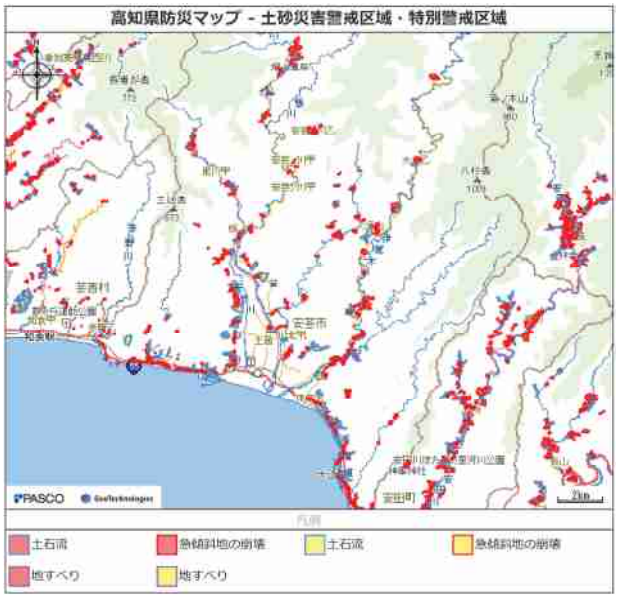

出典：高知県「高知県防災マップ」

図 2-8　土砂災害警戒区域等の指定状況

出典：高知県「高知県防災マップ」

図 2-9　市街地の指定状況

第3章　復興基本方針

1.　事前復興まちづくり計画の考え方

高知県では、「高知県事前復興まちづくり策定指針」を策定し、高知県沿岸市町村の地勢や被害想定、東日本大震災の復興における新しいまちづくりの考え方をふまえて、事前復興まちづくり計画策定における５つの基本理念を定めています。

本方針（草案）では、被災後１日でも早く、市民の皆さまが日常生活を取り戻すことができるよう速やかな復興を推進するため、５つの基本理念に基づいた復興方針を定めます。

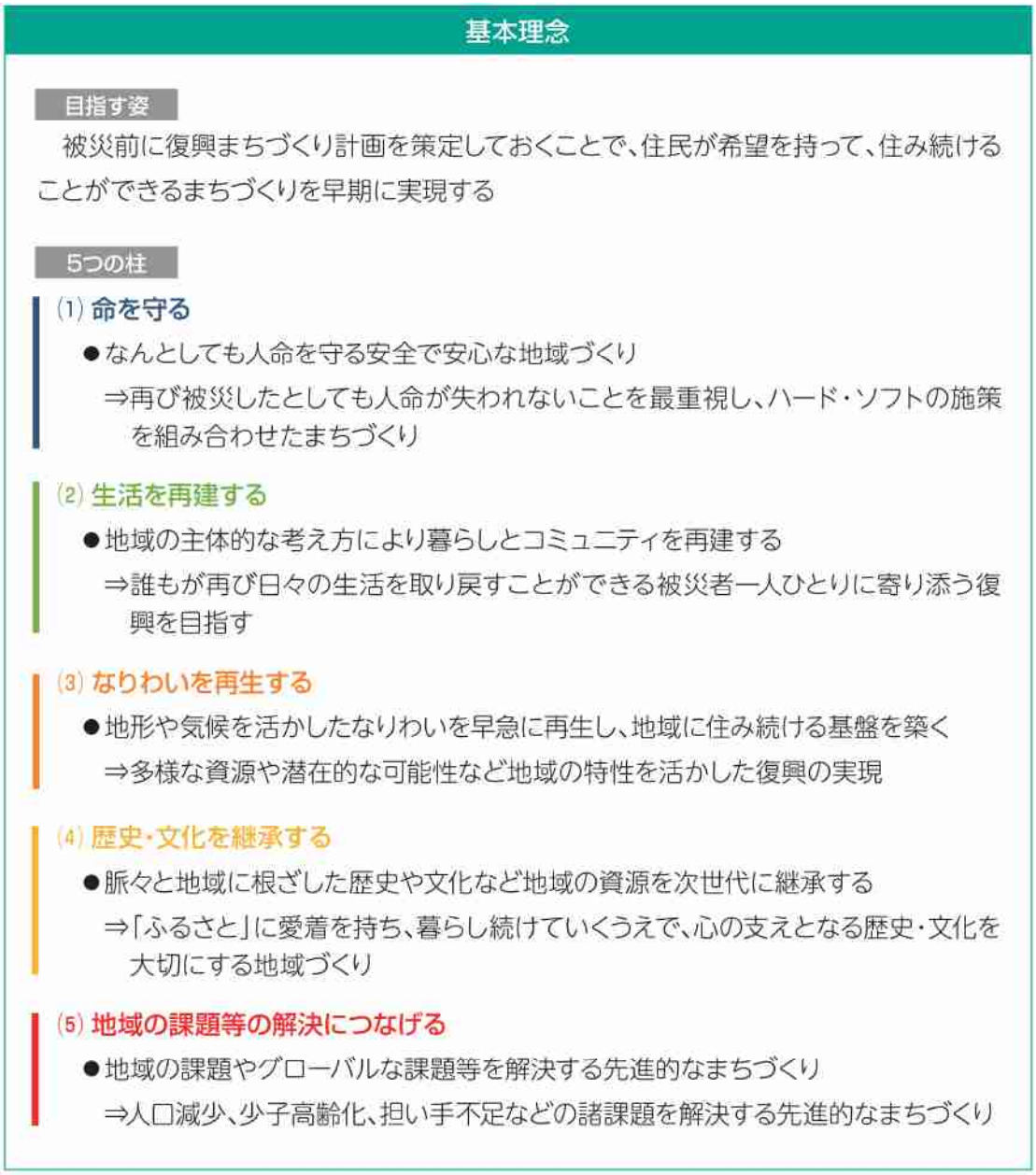

出典：高知県危機管理部南海トラフ地震対策課「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」

図 3-1　事前復興まちづくり計画策定の基本理念

2. 上位計画の位置付け

南海トラフ地震による被災からの復興において、目指すまちの将来像は安芸市総合計画から変わるものではありません。しかし、震災により経済、インフラ、地域コミュニティ等の被害を受けることで、目指すまちの将来像を実現するための新たな問題点や課題が発生し、平時と異なる事業や優先順位が生じることが想定されます。

本方針（草案）では、復興方針と安芸市総合計画の整合を図りながら、早期の復旧とさらなる発展を目指した復興（**図 3-2**）に取り組んでいきます。南海トラフ地震からの復興過程において、地域が抱える課題を解決に導く「より良い復興（ビルドバックベター）」の考え方を取り入れ、住みやすいまちづくりを推進します。

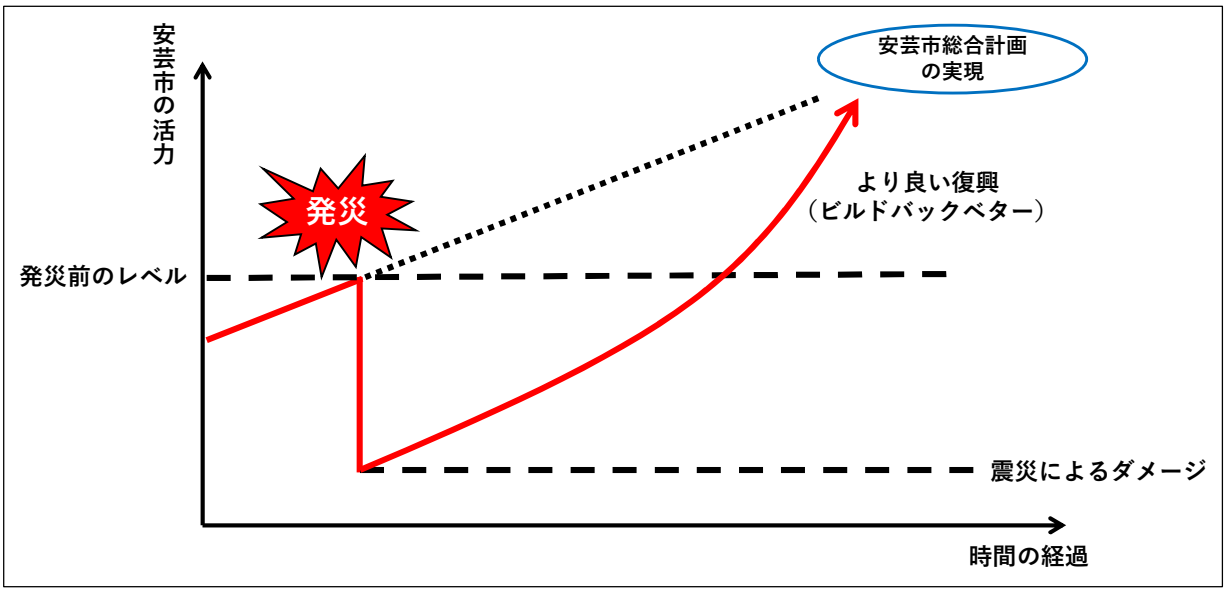

図 3-2　早期の復旧と、さらなる発展を目指した復興

3. 復興まちづくりの課題

南海トラフ地震が発生した場合には、地震、津波、火災、液状化、土砂災害などによる被害が発生し直接的な人的被害のほか、復興の遅れや地域課題の加速化に繋がるおそれがあります。

震災によるダメージを可能な限り低減して復興に向けた取組を推進するためには、被災を前提とし目指すまちの将来の姿を実現するための課題解決に取り組む必要があります。

安芸市の現状に関してとりまとめた都市計画基礎データ、施設情報、応急期機能配置計画等のデータと被災想定を重ね合わせて、住まい、産業、土地利用等への影響を分析し課題を抽出します。

表 3-1 に本市の現状と被災想定をふまえて想定される影響、**表 3-2** に復興まちづくりの課題を整理します。

表 3-1　南海トラフ地震による影響

基本理念	南海トラフ地震による影響
命を守る	・ 耐震性が不足する家屋等の倒壊による人的被害 ・ 建物倒壊に伴う避難経路の閉塞 ・ 液状化被害の発生 ・ 火災の発生 ・ 津波浸水による沿岸市街地の壊滅的な被害 ・ 津波の河川遡上による内陸部への被害拡大 ・ 津波や揺れ、液状化による被災で道路が寸断され孤立集落が発生 ・ 急傾斜地の崩壊等の土砂災害による被害 ・ 地震後の降雨による河川氾濫等の二次災害
生活を再建する	・ 電気、上下水道、排水機場、通信などのライフライン設備の被災 ・ 津波浸水区域に立地する医療機関や生活関連施設の被災 ・ 鉄道など公共交通機関の被災 ・ 市営住宅が沿岸部に集中しており、津波により被災 ・ 保育施設や文教施設等の被災による子育て環境の悪化 ・ 津波浸水区域外の平地は主に優良な農地であり、居住地を確保するための土地利用の転換が困難 ・ 復旧・復興の各段階で住まいが移転することに伴い地域コミュニティの維持が困難 ・ 高齢化の進展等に伴い住宅再建が困難な市民が多数発生 ・ 恒久住宅確保に向けた用地調整などの問題の顕在化
なりわいを再生する	・ 津波浸水区域内に立地する多くの事業所が被災 ・ 漁業施設が津波浸水により壊滅的な被害を受け、漁業活動が停止 ・ 農地の津波浸水による塩害や施設被害が発生 ・ 宿泊施設の被災 ・ 幹線道路の被災による物流網の途絶、移動速度の低下 ・ 宿泊地の不足等による復旧支援活動の支障が発生 ・ 商業施設の被災による地域経済の機能が低下 ・ 事業活動の停滞による雇用の喪失 ・ 仮設宿泊用地・施設の不足により観光や復興支援者の宿泊確保が困難
歴史・文化を継承する	・ 安芸城跡や岩崎家などの文化財が被災 ・ 土居廓中の歴史的な町並みの被災 ・ 歴史的・文化的価値を有する施設や資料が損失し、地域文化の象徴が消失
地域の課題等の解決につなげる	・ 人口の社会減と高齢化が進み、地域活力が低下 ・ 地域活動の担い手不足やコミュニティの希薄化により、防災・復興活動が停滞

表 3-2　復興まちづくりの課題

基本理念	復興まちづくりの課題
命を守る	・ 住宅等の建替え、老朽建築物の除却、道路拡幅等による住環境改善と防災性の向上 ・ 総合的な取組による津波浸水リスクの低減・回避 ➢ 多重防護 ➢ 建築制限 ➢ 安全な居住地の確保 ➢ 津波の河川遡上対策 ➢ 津波避難対策 ・ 津波浸水リスクを回避する場合に、洪水・土砂災害・液状化等のリスクを考慮した安全な居住地の検討 ・ 集落の孤立を防ぐ交通網の多重化
生活を再建する	・ 宅地の確保による住まいのスムーズな移行 ・ 避難所→仮設住宅→自己再建または公営住宅 ・ 高齢化の進展を考慮した災害公営住宅の立地とサービスの検討 ・ 医療・福祉サービスの回復 ・ 医療施設の被災による医療環境・サービスの回復 ・ 福祉施設や介護施設等の被災による福祉介護環境・サービスの回復 ・ コミュニティ施設（公民館、コミュニティセンターなど）の確保 ・ コミュニティ単位での復興 ・ ライフライン設備の迅速な復旧と強靭化 ・ 被災した公共施設の適切な再配置 ・ 持続可能な公共交通の確保
なりわいを再生する	・ 被災した事業者の復興支援 ・ 高規格道路とのアクセスを確保した産業地の基盤整備 ・ 一次産業の高度化や生産基盤の充実による生産性の向上 ・ 商業施設の集積および中心商店街の振興 ・ 仮設商店街から本設商店街へのスムーズな移行 ・ 被災者の収入を繋ぐ雇用の確保 ・ 宿泊施設の確保
歴史・文化を継承する	・ 地域文化の記録と保存活動の推進 ・ 歴史的な街並の復興
地域の課題等の解決につなげる	・ 人口減少や少子高齢化に対応したコンパクトな都市形成 ・ 道路ネットワークの多重化による生活利便性の向上、産業の生産性や物流効率の向上

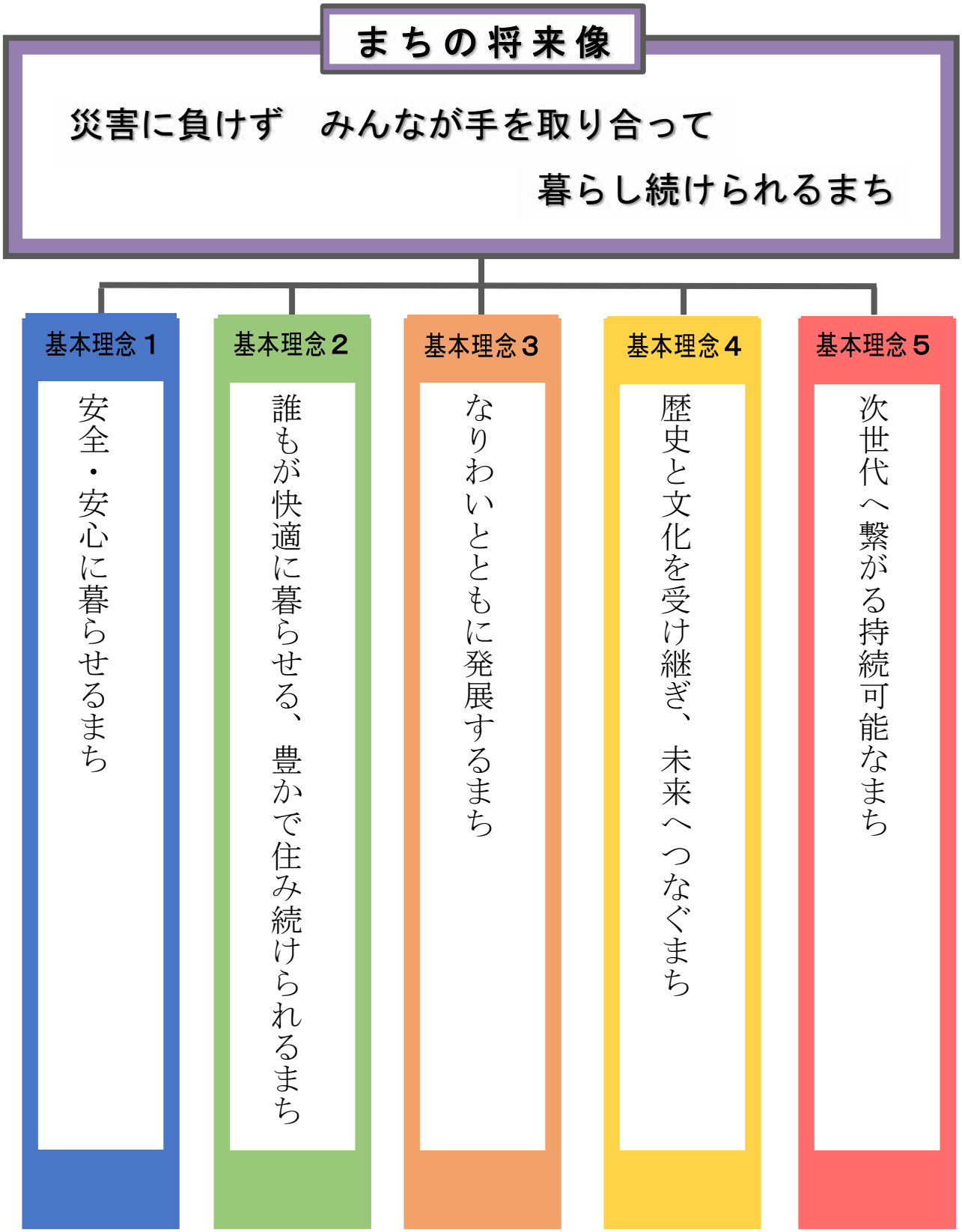
まちの将来像
災害に負けず　みんなが手を取り合って
暮らし続けられるまち
基本理念１
安全・安心に暮らせるまち
基本理念２
誰もが快適に暮らせる、豊かで住み続けられるまち
基本理念３
なりわいとともに発展するまち
基本理念４
歴史と文化を受け継ぎ、未来へつなぐまち
基本理念５
次世代へ繋がる持続可能なまち

基本理念 1　安全・安心に暮らせるまち

方針１）安芸平野と沿岸域を守る多重的な防護施設の構築

南海トラフ地震による津波から市民の命を守るため、海岸保全施設や河川堤防の強化、道路等の嵩上げ、緑の防潮堤の整備など、関係機関と連携し多重的な防護施設を構築します。

ポイント

- 防潮堤や河川堤防は、津波に対する強靭化を図り、第一線での防御機能を高める。
- 道路の嵩上げなど、市街地への浸水を抑制する第二の防御ラインを構築する。
- 緑の防潮堤の整備など、津波エネルギーの減衰と飛砂・潮風害の防止を図る。

方針２）安全安心を支える防災拠点施設のリデザイン

被災した公共施設等の防災拠点施設は、浸水区域外への再配置を検討し、市民が安心できるサービスの継続性を確保します。

ポイント

- 防災情報通信基盤の整備により、復興期における情報収集・発信機能の強化を図る。

方針３）安全な居住地の確保

将来にわたって安全・安心な居住地の確保を目指します。

ポイント

- 地域特性に応じた現地再建や嵩上げ再建、高台移転等の複数の居住パターンを検討する。
- 地震・津波災害の他、土砂災害や洪水などの災害リスクも考慮する。
- 津波浸水などの災害リスクが残る場合は、避難対策を講じる。
- 集落の孤立化を防ぐ、アクセス道路の多重化を図る。

方針４）沿岸部の産業と防災が共存するまちづくり

津波浸水想定区域内の土地を活用した産業の復興にあたっては、事業者等の命を守る津波対策を講じ、地域全体の防災性向上を図ります。

ポイント

- 産業用地等の低地利用が必要な区域については、避難施設の機能強化と適正配置により安全性を確保する。
- 高台や避難施設への避難路を確保する。
- 事業所等の津波避難訓練等の実施を支援する。

方針５）狭あいな道路の解消やオープンスペースの確保

復興まちづくりを契機として、狭あい道路の解消やオープンスペースの確保などにより、安全なまちづくりを推進します。

ポイント

- 延焼防止や避難路機能を確保するため、狭あい道路を拡幅する。
- 面的な整備を実施する地区は、宅地の利用促進と道路や公園などの公共施設を再配置する。

基本理念 2　誰もが快適に暮らせる、豊かで住み続けられるまち

方針１）まちの再建と基盤整備

将来にわたり住み続けられるまちを目指して、被災した公共施設の再配置と公共土木施設の強靭化を進めます。

交通ネットワーク、ライフラインの多重化を図り、防災性と利便性を兼ね備えた基盤整備を推進します。

ポイント

- 被災した道路、河川・砂防構造物等の早期復旧を目指すとともに、二次災害や将来の大規模災害に備えた耐震化や長寿命化を推進する。
- 関係機関と連携して幹線道路や上下水道の多重化を図る。
- 地域の実情に応じて、関係機関と連携し、公共交通ネットワークの維持・充実を支援します。
- 人工知能を活用したオンデマンド方式やライドシェアの導入など快適で利便性の高い新たな交通手段の導入を検討します。

方針２）被災者の生活再建支援

被災により失職したり、住宅が全壊するなど、生活の基盤を失った世帯に対し、経済的支援や再就職支援等を推進し、早期の生活再建を支援します。

ポイント

- 被災者が生活や住まいの再建方法について考え、選択できるよう支援制度や補助メニューに関する情報を提供する。
- 行政だけでなく、民間も含めた多様な被災者支援主体の連携体制の構築・強化により被災者の生活支援を推進する。
- 職を失った被災者の再就職を支援する。

方針３）住宅の再建・住まいの確保

被災者の住宅再建を支援するとともに、災害公営住宅の整備を進め、住まいの確保を図ります。

ポイント

- 安全安心かつ利便性を高めた住宅用地の確保を進める。
- 被災した宅地の法面や擁壁の復旧を支援する。
- 安全な居住環境の創出と生活利便施設の適正配置を図る。
- 地域コミュニティや高齢者に配慮した災害公営住宅を整備する。

方針４）従来コミュニティの再生と新たなコミュニティの構築

市民が日常生活の中で交流しやすい環境を整備し、被災した地域コミュニティの再生と新たなコミュニティの構築を促進します。

ポイント

- 被災者の引きこもりを防ぐため、地域のつながりを強化する様々な活動を支援し地域コミュニティの再構築と育成を図る。
- 被災した地域のコミュニティ活動の拠点となる公民館や集会所などを再建する。
- 移転地の新たなコミュニティ構築を支援する。

方針５）公共サービスの確保

福祉・教育などの公共サービスを確保し、必要な支援を継続して提供します。被災後の生活再建を支えるため、子育て支援の充実を図るとともに、医療・福祉へのアクセス向上を推進します。

ポイント

- 関係機関と連携して被災した医療・福祉施設の機能回復・強化を支援し、市民の健康と福祉を支える。
- 被災した学校や保育施設の早期再建を進め、子どもたちが安心して学べる環境を整備する。
- 親子が交流できる子育て支援施設を拡充し、子育て世帯を支援する。

基本理念 3

なりわいとともに発展するまち

方針１）産業の基盤整備と早期復興

産業の再生に向けた産業基盤の早期復興を進めます。

ポイント

- 災害リスクを考慮したゾーニングを検討する。
- 移転元地などの効率的な活用を検討し、商業用地や水産加工業用地など産業基盤の創出を図る。
- 産業用地の区画整理を進めるとともに、住宅地や公共用地の再配置を行い、効率的な土地利用を実現する。

方針２）なりわいをつなぐ地域主体の就労機会の創出

農地や事業所の被災等により、一時的にでも働く場を失った被災者がなりわいをつなげる機会を創出します。

ポイント

- 災害廃棄物の分別・処理作業を市民が担うことで、短期間でも収入を得る機会を提供する。

方針３）土地と太陽の恵みを活かした農業の高度化

津波で被災した農業の早期再開を支援し、復興を契機として、さらなる生産性の向上と安定的な農業経営の実現を目指します。

ポイント

- 津波や地震で被災した農地の復旧を進め、除塩作業や土壌改良を実施し、農業の早期再開を支援する。
- 安芸平野の肥沃な土地と海岸段丘の地形特性を活かした農業の復興を推進する。
- 気象変動に対応できる持続可能な農業を目指し、スマート農業技術の導入を支援する。
- 被災農業の復興を機に、新たな農産品のブランド化と販売戦略を強化する。

方針４）海と共に生きる漁業の持続的発展

被災した漁業の早期再開を支援し、復興を契機として、さらなる漁業の安定化の実現を目指します。

ポイント

- 津波や地震で被害を受けた漁港や市場、加工施設の復旧を進め、漁業の早期再開を支援する。
- 災害に強い漁業インフラを整備し、施設の強靭化を図る。
- 国・県の支援制度を活用し、被災漁業者への経営支援、漁業設備の修繕・更新を支援する。

方針５）事業者の支援と経済活動の再開促進

経済活動の早期再開と持続性確保のため、事業者を支援します。

ポイント

- 商業エリアの再編を進め、事業者が営業を再開しやすい環境を整備する。
- 被災した事業者に対し、補助金や低利融資制度の情報提供を行い、活用を促進する。
- テナント型商店街を整備することで、商業を再生し、事業者の円滑な営業再開を支援する。
- 地域経済の多様化を図るため、企業誘致を進め、新規雇用を創出する。
- 地域内外の企業との連携を強化し、販路の拡大と新たなビジネスチャンスを創出する。

方針６）地域固有の魅力を活かした観光資源の再生

被災した観光資源の復旧を進めるとともに、訪問者の受け入れ環境を整備し、地域経済の回復につなげます。

ポイント

- 文化財や景観資源を復旧し、地域の魅力を再構築する。
- 地元商店街の復興を支援し、観光客と市民の交流を促進する。
- 宿泊施設や飲食店の再開を支援し、観光客が安心して滞在できる環境を整える。
- 伝統文化や祭りの再開を支援する。
- 地域資源（じゃこ、しらす等）活用による体験型観光・グルメ開発と商店街への観光客誘導を促進する。
- スポーツ施設を核とした復興のシンボルとなるイベントの開催を目指す。

基本理念 4

歴史と文化を受け継ぎ、未来へつなぐまち

方針１）文化財の保全と景観の再建

被災した文化財の修復・復旧を進め、地域の伝統を未来へつなげます。伝統的な建造物やなりわい、生活、自然環境が調和した景観の再建を目指します。

ポイント

- 国や県と連携し、文化財の適切な修復を推進する。
- 伝統的建造物群保存地区等の歴史的な町並みの保全を目指す。

方針２）地域の伝統行事や文化の継承

市民の流出や地区の移転等により、地域の伝統行事の継続が困難になることが想定されます。受け継がれてきた祭りや地域イベントの継続に向けた取組を進めます。

ポイント

- 祭りや伝統行事が継続できるよう、必要な設備や備品の整備を支援する。
- 地域の祭りやイベントの開催を支援し、市民同士のつながりを深める。
- 災害の記録とともに、地域文化を次世代へ継承する取組を進める。

方針３）地域の歴史と災害の教訓を未来へつなぐ

防災・減災の意識を醸成する空間を創出し、地域の歴史と震災の記録を未来へつなぎます。

ポイント

- 公園内に震災遺構や記念モニュメントを設置し、地域の歴史とともに、防災・減災の意識を醸成する空間を創出する。
- 緑地空間や散策路を整備し、市民が日常的に訪れ、憩いの場として利用できる公園を目指す。
- メモリアル公園等の整備と活用を推進し、地域の防災意識の向上や交流拠点としての機能を強化することを目指します。

基本理念 5　次世代へ繋がる持続可能なまち

方針１）多世代が集い、育む地域社会

震災からの復興を支える人材の確保と地域社会の再生を推進し、持続可能なまちづくりを実現します。

ポイント

- 復興住宅の整備とともに、移住・定住支援を大幅に拡充し、地域外からの移住者を積極的に受け入れる。
- 子育て支援をさらに強化し、保育施設の整備や育児支援サービスを拡充することで、若年層の定住を促進する。
- 震災を契機に「多世代交流型コミュニティ」を形成し、高齢者が活躍できる仕組みを地域全体で構築する。

方針２）復興を契機とした暮らしとなりわいの高度化

復興の過程で、DX（デジタルトランスフォーメーション）等のデジタル技術の導入を促進し、行政サービスや地域産業の高度化を図ります。

ポイント

- 行政手続のオンライン化等、DX を活用したスマート自治体へ転換する。
- 震災復興支援を活用し、Society5.0（IoT や AI を活用したデジタル技術）による農林漁業及び商業振興を進める。

方針３）自然の恵みを活かした環境共生型のまちづくり

復興を通じて、環境に配慮した持続可能な都市基盤を整備し、地域のエネルギー自立と低炭素社会の実現を目指します。

ポイント

- 復興を契機に、太陽光やバイオマス等の環境にやさしいエネルギーを活用し、温室効果ガスの削減に加え、エネルギーの地産地消を目指す。

第２編　復興組織

第1章　復興組織の概要

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、市は災害対策本部を立ち上げ、人命救助や災害応急対応にあたることになります。その後、被災からの復興に向け、災害対策本部体制から復興本部体制へ移行し、復興事業を推進します。復興本部体制は、災害対応の進行状況によっては、災害対策本部体制と平行して設置されることが想定されます。

被災の大きさによって復興事業の規模と期間は異なるため、復興本部体制を事前に決定することが困難となっています。そのため、事前に検討した復興組織案を被災後に再検討する必要があります。

本項では復興業務を担う担当部署（災害復興部（仮称））を設置する案と、災害対策本部体制を引き継ぐ形として復興本部組織を設置する案を掲載します。

応急対策期：人命救助や被災者支援、保健衛生、物資供給といった生命・資産等の安全対策を実施する時期。

復旧・復興期：応急仮設住宅の建設や学校教育の再開といった通常業務の再開に向けた対策を図る復旧期と、被災前の生活環境や産業基盤の回復あるいは向上させる対策を図る復興期を併せた時期。事業によって復旧対策、復興対策、あるいは両方を併せ持つものがある。

出典：高知県南海トラフ復興手順書

第2章　復興本部体制（案）

1.　復興業務を担う担当部署（災害復興課（仮称））を設置する案

本部長（市長）、副本部長（副市長及び教育長）、各課長および復興本部事務局から構成される復興本部を立ち上げます。復興業務に携わる部署として災害復興課（仮称）を設置し、復興本部事務所の諸業務も併せて担当します。

本部長は、必要と認められる場合には復興本部会議を開催し、復興に関する内容を協議します。

各種復興事業が実施され、平常業務へ移行したと考えられる時点で、復興本部の解散あるいは縮小の検討を行います。

ア　組織と役割

復興本部組織と所掌事務は、機能別に定めます。

(ｱ) 本部長
- a. 本部長は、市長があたる。
- b. 本部長は、復興本部を総括し、復興業務を指揮監督する。

(ｲ) 副本部長
- a. 副本部長は、副市長、教育長があたる。
- b. 副本部長は本部長を助け、本部長に事故があるときにはその職務を代理する。

(ｳ) 本部事務局
- a. 復興本部に本部事務局を置く。
- b. 本部事務局は災害復興課（仮称）がその任にあたる。

(ｴ) 復興本部体制
- a. 復興本部には担当各課に加え、復興業務を担う災害復興課（仮称）を設置する。
- b. 各課の課長は、本部長の命を受け、職員を指揮監督する。

(ｵ) 復興本部会議
- a. 復興本部会議は、本部長、副本部長、各課長及び本部事務局をもって構成する。

イ　復興本部体制

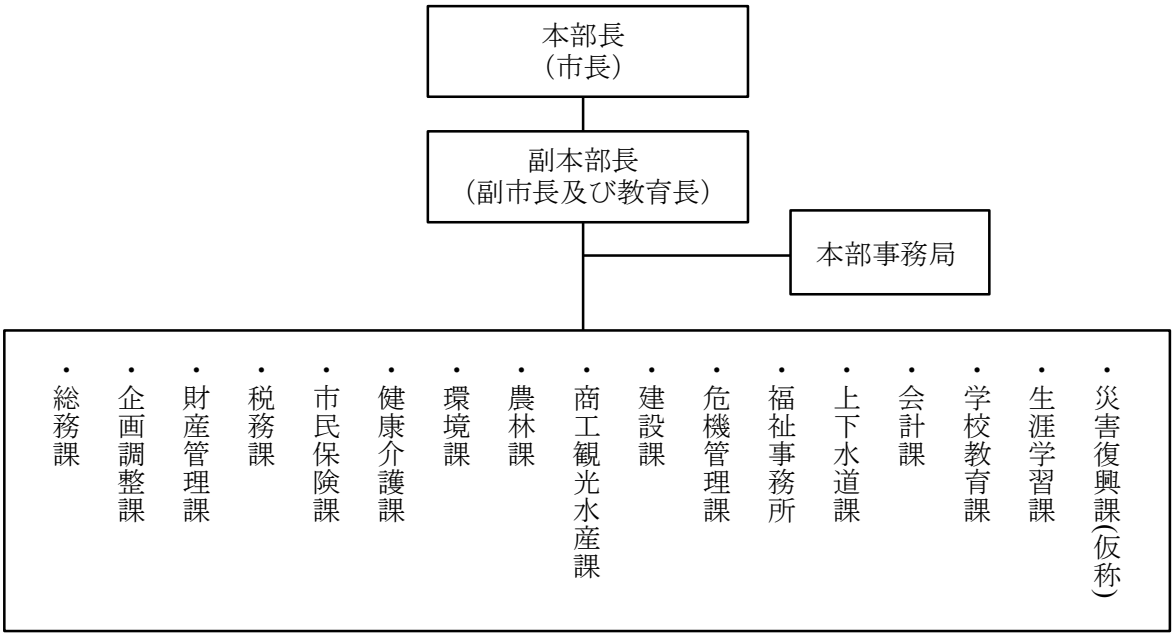

2. 災害対策本部体制を引き継ぐ形として復興本部組織を設置する案

本部長（市長）、副本部長（副市長及び教育長）、各部長・副部長および復興本部事務局から構成される復興本部を立ち上げます。震災からの復興は時間を要するため、復興本部は災害対策本部とは別組織として設置します。復興本部には、復興総務部、厚生復興部、衛生復興部、経済復興部、土木復興部、教育復興部、文化復興部を設置し、それぞれに班を置きます。

本部長は、必要と認められる場合には復興本部会議を開催し、復興に関する内容を協議します。
各種復興事業が実施され、平常業務へ移行したと考えられる時点で、復興本部の解散あるいは縮小の検討を行います。

ア　組織と所掌事務

復興本部組織と所掌事務は、機能別に定めます。

(ｱ) 本部長
- a. 本部長は、市長があたる。
- b. 本部長は、復興本部を総括し、復興業務を指揮監督する。

(ｲ) 副本部長
- a. 副本部長は、副市長があたる。
- b. 副本部長は本部長を助け、本部長に事故があるときにはその職務を代理する。

(ｳ) 本部事務局
- a. 復興本部に本部事務局を置く。
- b. 本部事務局は危機管理課がその任にあたる。

(ｴ) 復興本部体制
- a. 復興総務部、厚生復興部、衛生復興部、経済復興部、土木復興部、教育復興部、文化復興部を置く。
- b. 各部に部長・副部長を置き、本部長の命を受け、職員を指揮監督する。
- c. 部に班を置き、班に班長及び班員を置く。

(ｵ) 復興本部会議
- a. 復興本部会議は、本部長、副本部長、各部長・副部長及び本部事務局をもって構成する。

イ　復興本部体制

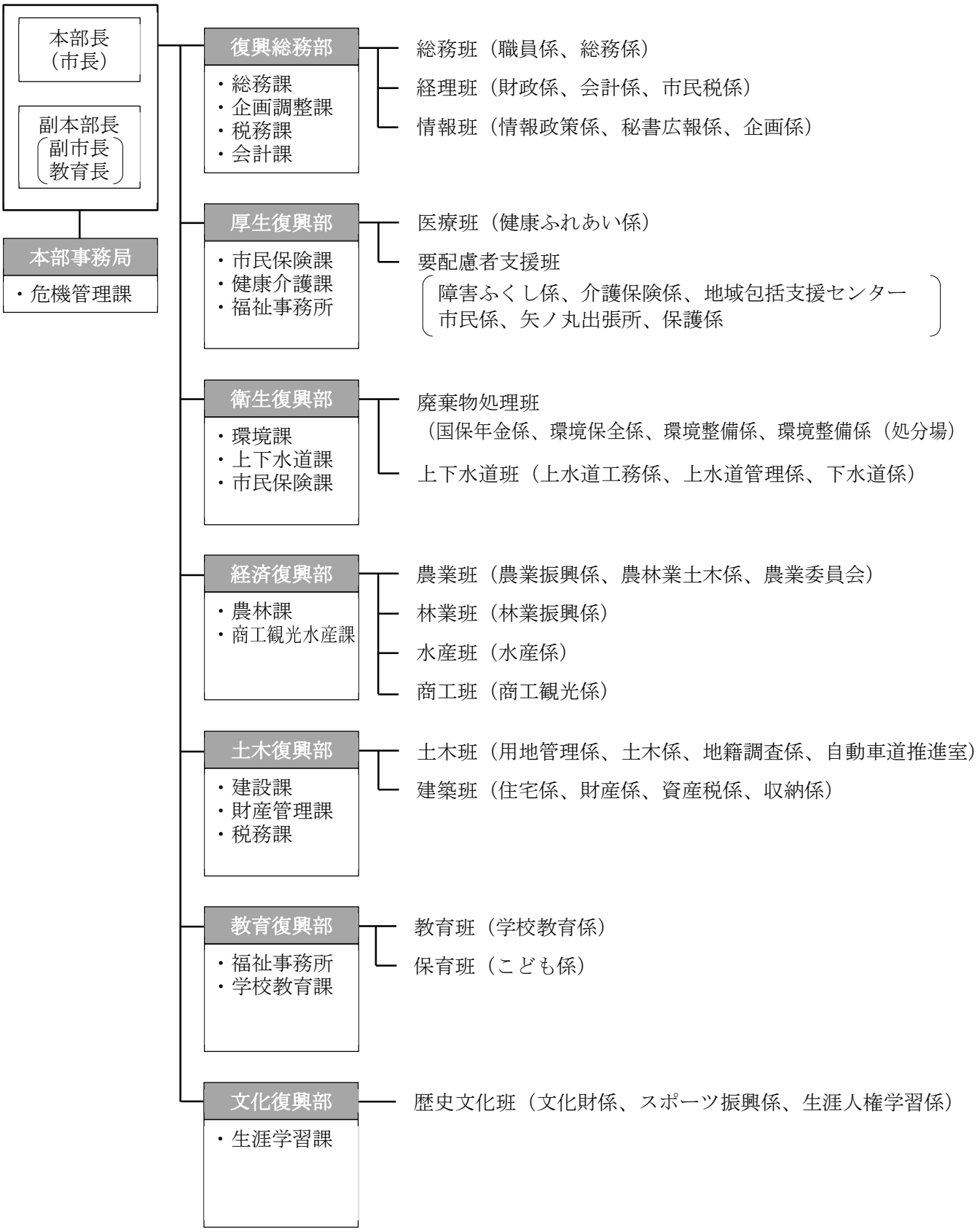
本部長
（市長）
副本部長
（副市長
教育長）
本部事務局
・危機管理課
復興総務部
・総務課
・企画調整課
・税務課
・会計課
総務班（職員係、総務係）
経理班（財政係、会計係、市民税係）
情報班（情報政策係、秘書広報係、企画係）
厚生復興部
・市民保険課
・健康介護課
・福祉事務所
医療班（健康ふれあい係）
要配慮者支援班
（障害ふくし係、介護保険係、地域包括支援センター
市民係、矢ノ丸出張所、保護係）
衛生復興部
・環境課
・上下水道課
・市民保険課
廃棄物処理班
（国保年金係、環境保全係、環境整備係、環境整備係（処分場）
上下水道班（上水道工務係、上水道管理係、下水道係）
経済復興部
・農林課
・商工観光水産課
農業班（農業振興係、農林業土木係、農業委員会）
林業班（林業振興係）
水産班（水産係）
商工班（商工観光係）
土木復興部
・建設課
・財産管理課
・税務課
土木班（用地管理係、土木係、地籍調査係、自動車道推進室）
建築班（住宅係、財産係、資産税係、収納係）
教育復興部
・福祉事務所
・学校教育課
教育班（学校教育係）
保育班（こども係）
文化復興部
・生涯学習課
歴史文化班（文化財係、スポーツ振興係、生涯人権学習係）

第３編　資料編

1.　東日本大震災　復興交付金　基幹事業　　（復興庁、令和２年度をもって当該事業は廃止）

復興交付金　基幹事業

※本リストは復興期間全体を通した場合には、内容が変更となる可能性がある。

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省		国土交通省	
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新増築・統合)	D-1	道路事業(市街地形成の根幹道路等)
A-2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	D-2	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	D-3	道路事業(道路の防災・震災対策等)
A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	D-4	災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)
厚生労働省		D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業
B-1	医療施設耐震化事業	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業
B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
	(「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)	D-8	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	D-9	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
農林水産省		D-10	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	D-11	優良建築物等整備事業
	(集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
	(被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
C-3	震災対策・強靭作物生産基盤整備事業	D-15	津波復興拠点整備事業
	(麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等)	D-16	市街地再開発事業
C-4	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	D-17	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
C-5	漁業集落防災機能強化事業	D-18	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
	(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)	D-19	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
C-6	漁港施設機能強化事業	D-20	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
	(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)	D-21	下水道事業
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業	D-22	都市公園事業
	(水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	D-23	防災集団移転促進事業
C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	環境省	
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

本資料中の「基本国費率」と地方負担の軽減について

■本資料中の「基本国費率」は、基幹事業の本来の補助率を指す。
■残る地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当。

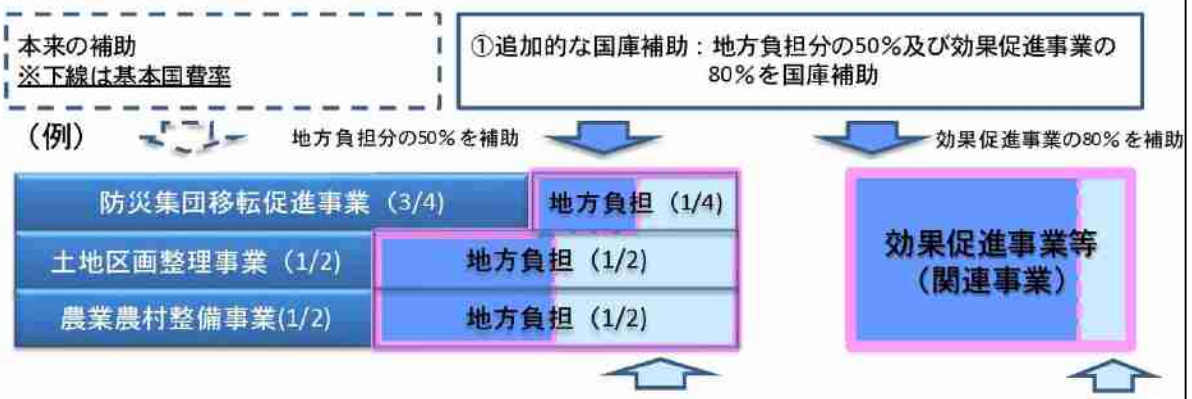

②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により手当て（その財源は震災復興特別交付税で措置）
※　28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、地方負担の95%を震災特別交付税で措置。

※基幹事業には、民間事業者等が一部事業費を負担する事業が含まれているが、その際には、民間事業者が負担する額は上記の軽減措置の対象外となる。

A-1. 公立学校施設整備費国庫負担事業
（公立小中学校等の新増築・統合）

事業概要

復興のための地域づくりに必要な、公立義務教育諸学校における新増築事業（学校統合に伴う新増築事業を含む）。

補助対象

○公立義務教育諸学校（*）の校舎・屋内運動場・寄宿舎の新増築
○公立小・中学校の統合により必要となる校舎、屋内運動場の新増築
（* 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小・中学部）

補助要件

対象施設の保有面積が、当該学校の学級数に応じて定められる必要面積（*）を下回っていること 等
（公立学校施設整備費負担金制度と同様）
* 「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」において規定。

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国：1/2、地方公共団体：1/2

＜対象となる事業の具体的なイメージ＞
○被災した学校施設において復旧事業と一体で行う増築
※災害復旧事業の対象とならない部分（被災前の保有面積を超える部分）が対象

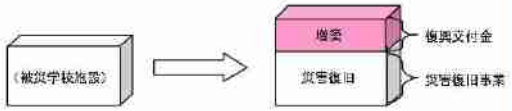

○被災した学校と被災していない学校を統合して新しい学校を整備する事業　※被災していない学校施設に該当する部分が対象

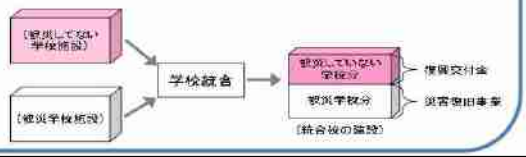

A-2. 学校施設環境改善事業
（公立学校の耐震化等）

事業概要

復興のための地域づくりに必要となる公立学校施設の耐震化、改修事業等。

補助対象

公立学校（*）の校舎・屋内運動場・寄宿舎等の耐震補強、改築、老朽化に伴う改修、非構造部材の耐震化、避難階段や備蓄倉庫の整備 等
（* 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校等）

補助要件

○耐震補強：Is値0.7未満であること 等
○改築：老朽化等により、構造上危険な状態にあること 等
○老朽化に伴う改修：建築後20年以上経過していること 等
（上記を含め、学校施設環境改善交付金と同様）

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

○耐震補強：国：1/3（*2/3等）、地方公共団体：2/3（*1/3等）
*Is値0.3未満である場合 等
○改築：国：1/3（*1/2）、地方公共団体2/3（*1/2）
*Is値0.3未満かつコンクリート強度10N未満である場合 等
○老朽化に伴う改修：国：1/3、地方公共団体2/3　等

＜対象となる事業の具体的なイメージ＞
○被災した学校施設の復旧事業と一体的に行う耐震補強

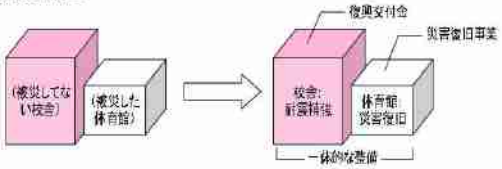

○被災した学校施設の復旧事業と併行して行う屋上への避難階段や備蓄倉庫等の整備
※避難階段等は、被災前にはなかったものが対象。

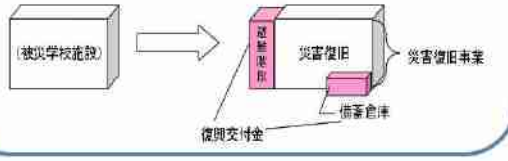

A-3. 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業

事業概要

被災地の復興に際し、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、認定こども園（幼稚園機能部分）の整備による、幼稚園等の複合化、多機能化を図るための整備に重点的な財政支援を行うもの。

補助対象・補助要件

認定こども園（幼稚園機能部分）の整備により、幼稚園等を複合化、多機能化する際の整備費

交付団体

都道府県

事業実施主体

市町村、学校法人等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1／2、地方公共団体：1／4、事業主：1／4

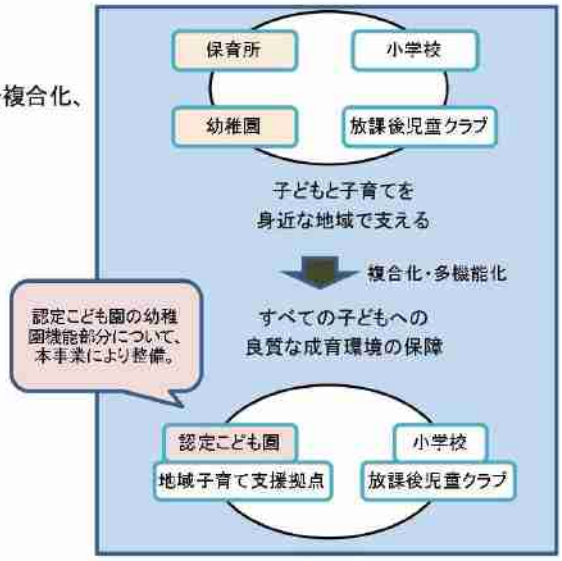

※認定こども園の保育所機能部分、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設の整備については、「7. 保育所等の複合化・多機能化推進事業」により行う。

A-4. 埋蔵文化財発掘調査事業

事業概要

個人住宅・店舗等の新築、改修等、震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査を迅速に実施するために必要となる費用を支援するための事業。

補助対象・補助要件

①大規模な開発事業等が予想される地域において、埋蔵文化財の所在の有無、所在する場合の範囲及び性質（年代等）を明らかにし、開発事業等の内容、スケジュール等を調整するために行う遺跡の試掘等による総合調査
②埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う発掘調査及び発掘された資料の保存整理 等

発掘調査

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2

地方公共団体（都道府県・市町村）：1/2

発掘作業の流れ

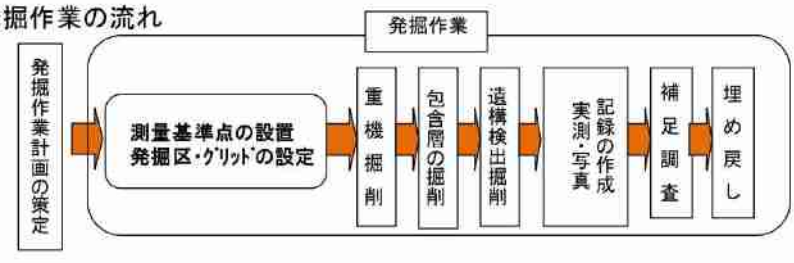

B-1. 医療施設耐震化事業

事業概要

災害発生時に診療拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターの耐震化整備を促進。

補助対象

特定被災地方公共団体に所在する未耐震の災害拠点病院、救命救急センターを有する病院が行う耐震化のための新築、増改築、耐震補強工事

補助要件

＜病床過剰地域＞
新築建替の場合、整備を行う病棟の病床数の10%以上削減
＜病床非過剰地域＞
新築建替の場合、当該医療機関の病棟の病床利用率が過去3ヶ年（暦年）平均で80%未満であれば、病床を削減（削減割合は、県医療審議会等の意見を聞いた上で決定）

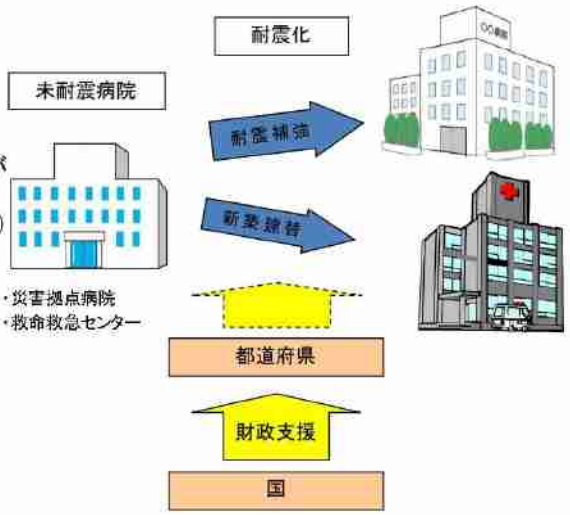

交付団体

都道府県

事業実施主体

災害拠点病院、救命救急センター

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国1／2、県1／2以内、事業主1／2以内
＜基準額（基準面積×補助単価）＞
災害拠点病院、救命救急センター　：　約23.8億円

B-2. 介護基盤復興まちづくり整備事業
（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）

事業概要

被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、既存の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加え、訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を行う。

補助対象・補助要件

復興計画支援高齢者ニーズ調査等で把握された市町村のニーズに応じて、在宅サービス等を行う拠点を整備する。
＜具体例＞
大規模施設が全壊・半壊した場合等に、大規模施設を建てる代わりに、同一法人等が主体となって、小規模特養、グループホーム、その他の訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業

（事業のイメージ図）

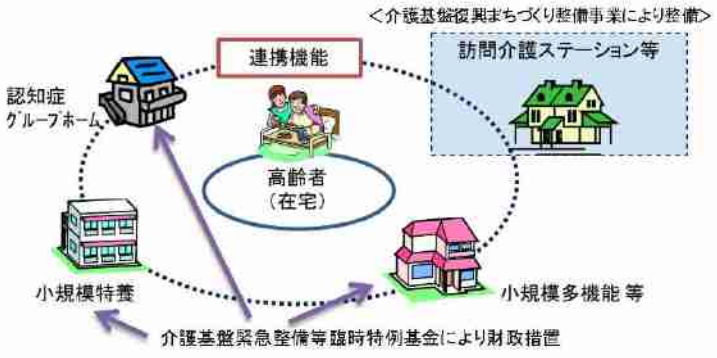

交付団体

都道府県

事業実施主体

市町村、社会福祉法人等

基本国費率

国：定額（1か所あたり3,000万円）

B-3. 保育所等の複合化・多機能化推進事業

事業概要

被災地の復興に際し、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、認定こども園（保育所機能部分）、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設の複合化、多機能化を図るための整備に重点的な財政支援を行うもの。

補助対象・補助要件

保育所、認定こども園（保育所機能部分）、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設を複合化、多機能化する際の整備費

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

市町村、社会福祉法人等

基本国費率　※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1／2、地方公共団体：1／4、事業主：1／4
（一部事業は国1／3）

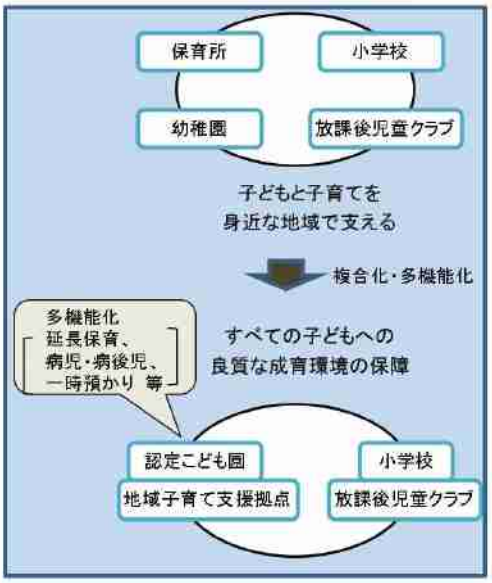

※認定こども園の幼稚園機能部分の整備については、「3. 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」により行う。

C-1. 農山漁村地域復興基盤総合整備事業
（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）

事業概要

農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備を実施、農地・宅地の一体的な整備等、被災地域の多様なニーズに対応した事業を実施。

補助対象

復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の整備、農地・宅地の一体的整備等

（ほ場整備、農用地開発、農道整備、農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、復興一体事業、草地畜産基盤整備 森林環境保全整備、森林居住環境整備、漁港環境整備 等）

補助要件

被災地域の生産基盤、集落基盤整備等の実施により、農山漁村地域の復興が図られること。

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、民間団体

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
※事業内容により、基本国費率が異なる。

①実施計画（事業実施に必要となる調査・設計）について、国：定額
②上記①以外について、国：1/2、地方公共団体：1/2（中山間地域（5法指定地域等）については、国：55%、地方公共団体：45%）

C-2. 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業
（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）

事業概要

東日本大震災により被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備、補強、機能強化等を支援し、安心・安全な農山漁村への定住・交流等の促進を図る。

補助対象

① 被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設の整備等
② 災害により人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設の整備、補強、機能強化等

補助要件

被災した地域の復興とともに、農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流等の促進が図られること。

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、
農林漁業者等の組織する団体 等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国費：1/2以内、
事業実施主体：国費残分

○ 施設の被災状況、整備の例

活性化施設の被災状況

沈下した基礎部の補修、補強

柱・梁の歪みの補修、補強

C-3. 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業
（麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等）

事業概要

東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進

補助対象

① 畦畔除去等による農地の区画拡大、暗渠排水による汎用化
② 農業水利施設の整備・更新

補助要件

戦略作物または地域振興作物の作付が図られること

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、
農業者等の組織する団体（土地改良区等）

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国：1/2 ,事業実施主体：1/2
（中山間地域（6法指定地域等）については、
国：55%,事業実施主体：45%）
定額（自力施工等による区画拡大（10万円/10a等）、暗渠排水（15万円/10a））

【事業内容のイメージ】

農地区画の拡大

暗渠排水の設置

農業用水路の設置

老朽水路の改修

C-4. 被災地域農業復興総合支援事業
（農業用施設整備等）

事業概要

東日本大震災により被災した市町村が策定する復興計画に掲げられた農業復興を実現するため、市町村が農業・加工用施設の整備等を行い、被災農業者等へ貸与することで農業復興を支援。

補助対象

① 生産・加工・流通・販売に必要なハウス、水耕栽培施設、農業用水施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設などの農業用施設
② トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械

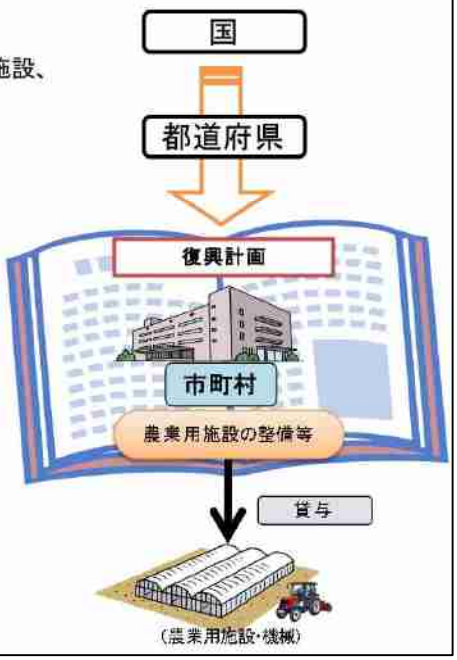

補助要件

被災農業者等への貸与を目的とした施設の整備等であること

交付団体

都道府県

事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国：1/2 、地方公共団体：1/2

C-5. 漁業集落防災機能強化事業
（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）

事業概要

被災地の漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための地盤嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進。

補助対象

① 漁業集落の地盤嵩上げ・切盛土
② 漁業集落排水施設や集落道等の生活基盤の整備、漁港との連絡道の整備
③ 高台等の避難地、避難路等の防災安全施設の整備

補助要件

・ 300人以上5,000人以下の漁業集落
※ただし、過疎地域等の指定を受けている地域においては人口の下限値を50人に緩和
・ 漁家比率1位又は漁業依存度1位の集落

（注）上記要件に合致しない集落については具体的な要望を踏まえて検討

漁業集落の地盤嵩上げのイメージ

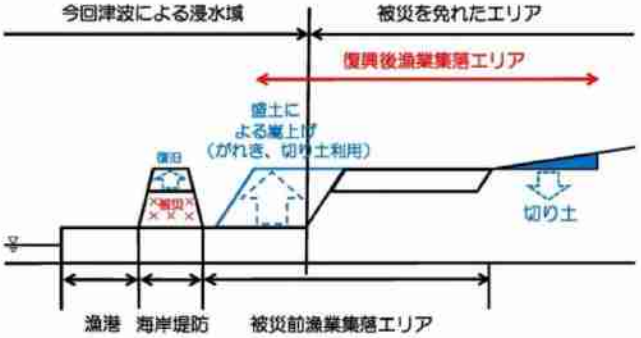

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国：1/2 、市町村：1/2

C-6. 漁港施設機能強化事業
（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）

事業概要

被災地の漁港において、漁港機能の集約・役割分担を踏まえた復旧・復興の方針に基づき、災害復旧事業と連携し、地震・津波等に対する防波堤、岸壁等の機能強化のための改良工事や地盤沈下に対応した漁港施設用地の嵩上げ・排水対策等を実施し、漁港機能の速やかな回復を図る。

補助対象

○ 防波堤、岸壁等の機能強化、航路・泊地、避難路等の整備
○ 地盤沈下に対応した漁港施設用地等（水産加工場用地など民有地を含む）の嵩上げ、排水対策

補助要件

防波堤、岸壁等の機能強化や漁港施設用地等の地盤沈下対策が必要な市町村営漁港であること

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国：1/2 、市町村：1/2
（北海道、離島における嵩上げ有り）

事業内容の例
＜漁港施設の浸水状況＞

＜漁港の嵩上げイメージ＞

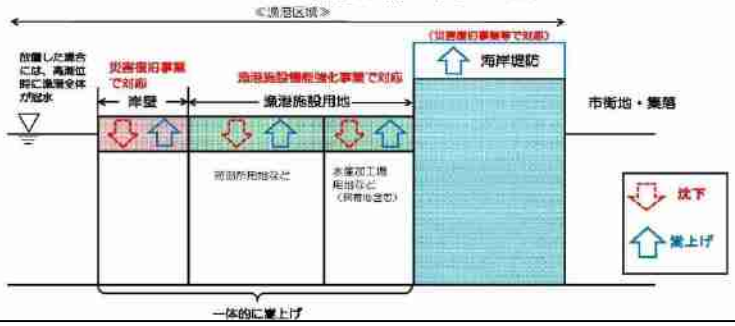

C-7. 水産業共同利用施設復興整備事業
（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）

事業概要

本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援。

補助対象

① 市町村が所有する水産業共同利用施設のうち、衛生機能の高度化等を図る施設の整備
② 市町村が所有する放流用種苗生産施設のうち、種苗生産機能の効率化・高度化等を図る施設の整備
③ 市町村が管理する漁港の機能回復や漁港環境の向上に資する施設の整備
④ 市町村が策定する復興計画等に基づく水産加工流通施設の整備

補助要件

東日本大震災により被災した施設及び漁港またはその背後集落に関連する施設の整備であること等

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

補助対象①～③：市町村
補助対象④：民間団体

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
補助対象①～③の場合＝国：1/2 、市町村：1/2
補助対象④の場合＝国：1/2、市町村：3/8、民間団体：1/8

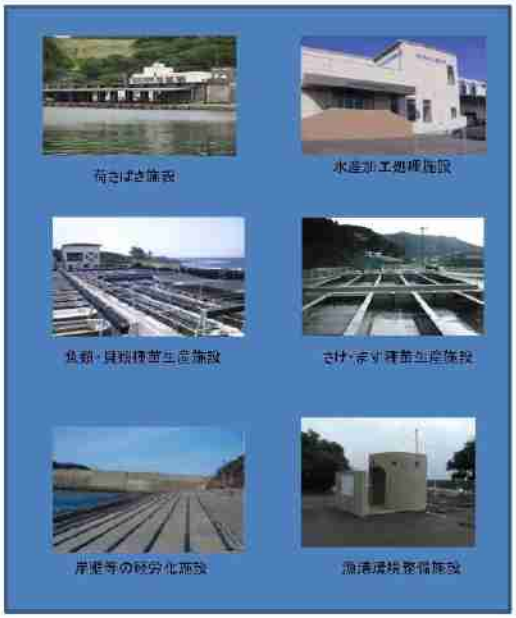

C-8. 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業

事業概要

農林水産業が基幹産業となっている被災市町村の一日も早い復興を支援するため、地域の農林水産業を技術面から支えている県の農林水産試験研究機関について、その施設等を整備。

補助対象

被災県の
・農業関係試験研究施設
（研究棟、実験温室等）
・森林・林業関係試験研究施設
（研究棟、木材試験棟等）
・水産関係試験研究施設
（研究棟、飼育実験棟、調査船等）
等の整備

補助要件

県の試験研究施設等であること

交付団体

都道府県

事業実施主体

都道府県

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国：1/2 、県：1/2

本来の機能回復

技術的サポート

○漁業・養殖業再開に向けた技術的指導
○水産資源の来遊予測・漁場環境調査
○耐塩性品種の選抜
○不良環境下での栽培技術の開発
○海岸防災林の整備、保育管理技術の開発
○農林水産物、食品、土壌分析　　等

基幹産業である農林水産業の復興

被災市町村の一日も早い復興

C-9. 木質バイオマス施設等緊急整備事業

事業概要

被災地域の復興に向け、木質バイオマスや小水力等再生可能エネルギー供給施設等の整備や木造公共建築物の整備等により、地域の資源を活用した新しいまちづくりを推進。

1. 木質バイオマス関連施設の整備

補助対象

・震災で大量発生した木質系廃棄物を利用する発電施設・熱供給施設の整備を支援
・木質系廃棄物の処理終了後は未利用間伐材を活用してエネルギーを持続的・安定的供給

補助要件　東日本大震災で生じた木質系廃棄物を利用すること

交付団体　都道府県

事業実施主体　都道府県、市町村

基本国費率　国：1/2、地方公共団体：1/2

公共施設での電・熱供給

貝類育苗用施設への熱供給

2. 木造公共建築物の整備

補助対象

・被災地における木造公共建築物の整備

補助要件　地域材を活用し、波及・ＰＲ効果の高い施設であること

交付団体　都道府県

事業実施主体　都道府県、市町村

基本国費率

国：1/2、地方公共団体：1/2

3. 再生可能エネルギー導入調査設計・施設整備

補助対象

・小水力・太陽光発電設備など再生可能エネルギー導入に係る調査設計や施設整備を支援

補助要件　小水力等再生可能エネルギー供給施設導入の実施可能性が高いと見込まれること

交付団体　都道府県

事業実施主体　都道府県、市町村

基本国費率

【調査設計】国：定額
【施設整備】国：1/2、地方公共団体：1/2

※基本国費率のほか、別途、地方負担軽減措置を講じる。

D-1. 道路事業（市街地相互の接続道路等）

事業概要

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた市街地相互の接続道路等の整備を実施。

補助対象・補助要件

地方公共団体が策定する復興計画等に位置付けられた道路整備（補助国道、都道府県道、市町村道）

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

補助率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：5.5/10～7.0/10，地方公共団体：4.5/10～3.0/10

※復興計画等に位置付けのない都市部のネットワーク整備等は対象外

D-2. 道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））

事業概要

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた高台移転等に伴う道路整備（区画整理）を実施。

補助対象・要件

地方公共団体が策定する復興計画等に位置付けられた道路整備（補助国道、都道府県道、市町村道）

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

補助率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：5.5/10～7.0/10，地方公共団体：4.5/10～3.0/10

D-3. 道路事業（道路の防災・震災対策等）

事業概要

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた道路の防災・震災対策等を実施。

補助対象・要件

地方公共団体が策定する復興計画等に位置付けられた道路（市町村道）の防災・震災対策等

交付団体

市町村

事業実施主体

市町村

補助率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：5.5/10～7.0/10，地方公共団体：4.5/10～3.0/10

道路斜面の崩落
（東日本大震災での被災）

橋脚の耐震補強
（東日本大震災でも地震動による損傷無し）

D-4. 災害公営住宅整備事業等
（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）

事業概要

東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件・基本国費率

※ 別途、地方負担軽減措置を講じる。

① 災害公営住宅整備事業
- 住宅の建設・買取費（国：3/4、地方：1/4）
- 住宅の借上げに係る建設・改良費（国：3/5、地方：1/5、民間：1/5）

② 災害公営住宅用地取得造成費補助事業（国：3/4、地方：1/4）
- 住宅の建設等に伴う土地取得費、造成費等

③ 被災者向け公営住宅改修事業（国：3/4、地方：1/4）
- 被災者向け買取公営住宅・空家公営住宅の改修費

④ 災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業
- 住宅の建設費（国：15/100、地方：5/100、民間：80/100）
- 住宅の改良費（国：3/5、地方：1/5、民間：1/5）

イメージ

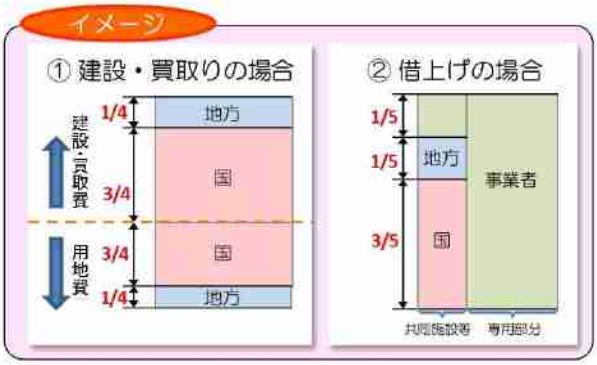

⑤ 高齢者生活支援施設等併設事業
- 公的賃貸住宅に併設する高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設の整備費用（国：1/2、地方：1/6、民間：1/3）

交付団体 都道府県・市町村

事業実施団体 都道府県・市町村・民間事業者等

備考

○ 東日本大震災復興特別区域法により、以下の特例措置を実施予定
（ⅰ）災害公営住宅の入居者資格の特例（同居親族要件・収入基準要件の特例適用期間の延長）
（ⅱ）災害公営住宅の処分要件の特例
- 譲渡年限の短縮化 （耐用年限の1/4 → 耐用年限の1/6）
- 譲渡対価の使途の拡大 （地域住宅計画に基づく事業を追加）

D-5. 災害公営住宅家賃低廉化事業

事業概要

東日本大震災による被災者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るため、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

東日本大震災の被災者に賃貸又は転貸する災害公営住宅に係る家賃の低廉化に要する費用

【災害公営住宅家賃低廉化事業のイメージ】

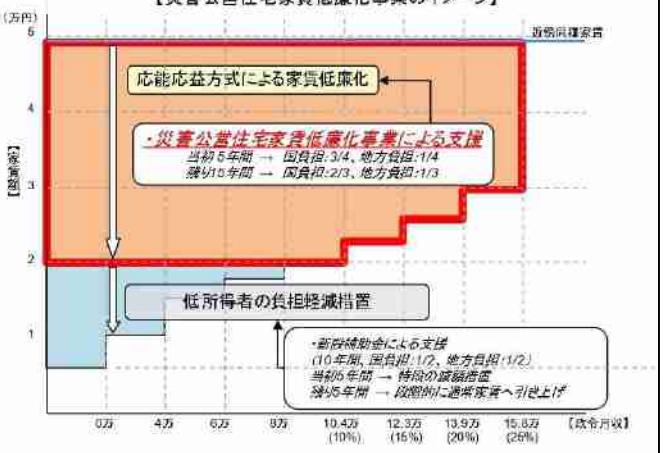

交付団体 都道府県・市町村

事業実施主体 都道府県・市町村

基本国費率 ※別途、地方負担軽減措置を講じる。

供給方法	補助率等	補助期間
①建設・買取り	2／3（ただし、激甚法第22条第1項に基づく災害公営住宅については当初5年間は3／4）	20年
②借上げ	2／3（ただし、激甚法第22条第1項に規定する政令で定める地域にあった住宅を借り上げた公営住宅については、当初5年間は3／4）	借上期間

D-6. 東日本大震災特別家賃低減事業

事業概要

応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

○ 東日本大震災の被災者に賃貸又は転貸する災害公営住宅等に居住する入居者の家賃について、地方公共団体が、入居者が無理なく負担しうる水準まで減免する場合に要する費用。

○ 家賃の減免については、以下の考え方により実施
- 当初5年間：特段の減額措置
- 以降5年間：段階的に通常家賃へ引き上げ

【東日本大震災特別家賃低減事業のイメージ】

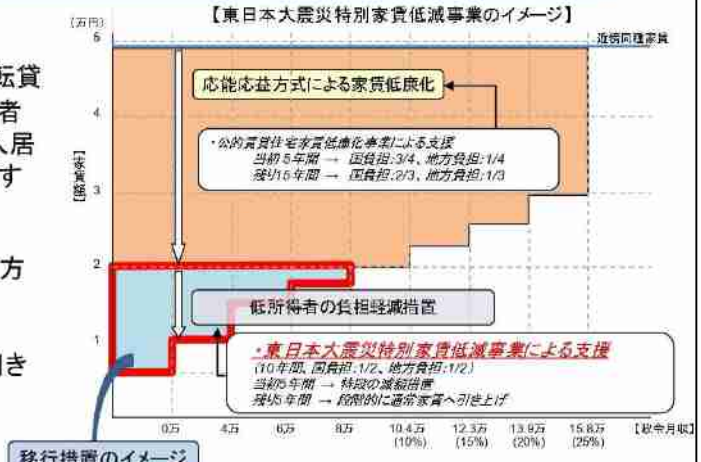

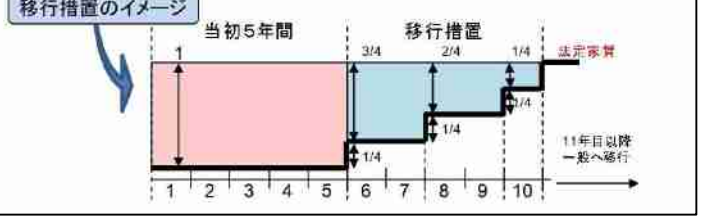

交付団体 都道府県・市町村

事業実施主体 都道府県・市町村

基本国費率 1／2

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

D-7. 公営住宅等ストック総合改善事業
（耐震改修、エレベーター改修）

事業概要

公営住宅団地等の地域における防災拠点化を図るため、既存の公営住宅、改良住宅等を対象とした耐震改修、昇降機改修を促進する。

補助対象・補助要件

【対象住宅】
- 公営住宅
- 特定公共賃貸住宅等
- サービス付き高齢者向け住宅等
- 改良住宅等

【対象とする費用】

① 耐震改修
既存公営住宅等を対象とした耐震改修工事に係る費用

② 既設昇降機の安全確保
既設公営住宅等の昇降機を対象とした、主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置に係る改修工事に係る費用

外付けブレースによる耐震改修

交付団体　都道府県・市町村

事業実施主体　都道府県・市町村

基本国費率　国：概ね45%、地方：概ね55%　（改良住宅等の場合　国：1/2、地方：1/2）

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

D-8. 住宅地区改良事業
（不良住宅除却、改良住宅の建設等）

事業概要

不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅をすべて除却し、従前居住者向けの住宅（改良住宅）を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する。

補助対象

①不良住宅の買収・除却
②改良住宅整備・用地取得
③公共施設・地区施設整備

補助要件

【対象地区要件】
- 面積　0.15ha以上
- 不良住宅戸数　50戸以上
- 不良住宅率　80%以上
- 住宅戸数密度　80戸/ha以上

※不良住宅：主として居住の用に供される建築物等でその構造又は設備が著しく不良な住宅。東日本大震災により著しい損害を受けた住宅を含む。

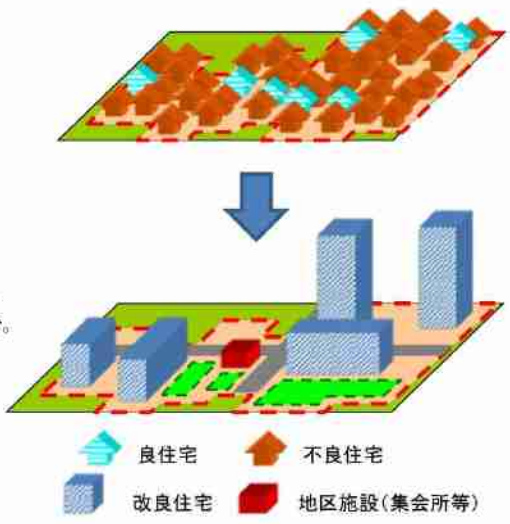

交付団体　市町村・都道府県

事業実施主体　市町村・都道府県

基本国費率　※別途、地方負担軽減措置を講じる。

①不良住宅の買収・除却　国：1/2，地方公共団体：1/2
②改良住宅整備・用地取得　国：2/3，地方公共団体：1/3
③公共施設・地区施設整備　国：2/3，地方公共団体：1/3

D-9. 小規模住宅地区改良事業
（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）

事業概要

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅（小規模改良住宅）を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する。

補助対象

①不良住宅の買収・除却
②小規模改良住宅整備
③小規模改良住宅用地取得、公共施設・地区施設整備

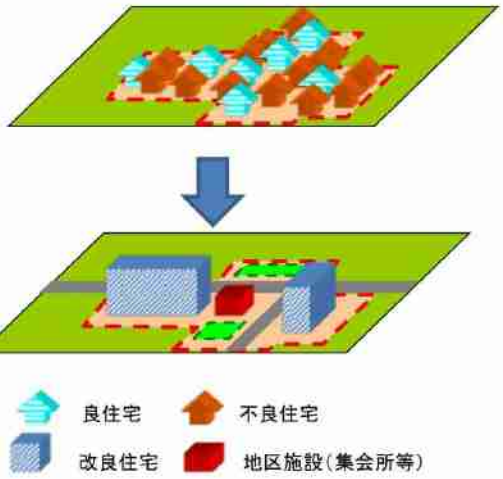

補助要件

【対象地区要件】
・不良住宅戸数　15戸以上
（過疎地域、離島振興対策実施地域、豪雪地帯又は振興山村の区域における激甚災害に係る事業の場合は5戸以上）
・不良住宅率　50%以上
※下線部は、平成27年度までに復興交付金事業計画（仮称）を提出した場合
※不良住宅：主として居住の用に供される建築物等でその構造又は設備が著しく不良な住宅。災害により著しく損壊した住宅を含む。

交付団体

市町村・都道府県

事業実施主体

市町村・都道府県

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

①不良住宅の買収・除却　国：1/2，地方公共団体：1/2（跡地非公共 国：1/3，地方公共団体：2/3）
②小規模改良住宅整備　国：2/3，地方公共団体：1/3
③小規模改良住宅用地取得、公共施設・地区施設整備　国：1/2，地方公共団体：1/2

D-10. 住宅市街地総合整備事業
（住宅市街地の再生・整備）

事業概要

老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、敷地の共同化や避難路整備等により、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業。

補助対象

○整備計画策定等事業（整備計画、事業計画策定等）
○市街地住宅等整備事業（共同施設整備、公共空間整備等）
○居住環境形成施設整備事業（老朽建築物除去、地区公共施設整備等）
○関連公共施設整備事業（道路、都市公園、下水道、河川等）
等

補助要件

【対象地区要件】
○重点整備地区を一つ以上含む地区であること。
○整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）であること。
○原則として住戸戸数密度が30戸/ha以上の地区であること。
等

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村・民間等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国：1／3、地方：1／3、民間1／3
国：2／5、地方：2／5、民間1／5　等

D-11. 優良建築物等整備事業

事業概要

東日本大震災による被災市街地の早期復興を図るため、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給を推進する。

補助対象

型	タイプ	概要	新築or改修
優良再開発型	共同化タイプ	被災した住宅等の地権者が敷地の共同化を行い建築物を整備する事業（任意の再開発）	新築
	市街地環境形成タイプ	被災市街地等において、地区計画・建築協定の区域内で協調的な建築物を整備する事業	新築
	マンション建替タイプ	被災したマンションの建替を行う事業	新築
市街地住宅供給型	住宅複合利用タイプ	被災地において共同住宅を整備する際に、他の施設との複合的な建築物として整備する事業	新築
	中心市街地共同住宅供給タイプ	中心市街地における優良な共同住宅の供給を行う事業	新築
既存ストック再生型	ー	既存建築物ストックのバリアフリー性能、省エネ性能、耐震性能等を向上させる事業	改修

（事業イメージ）

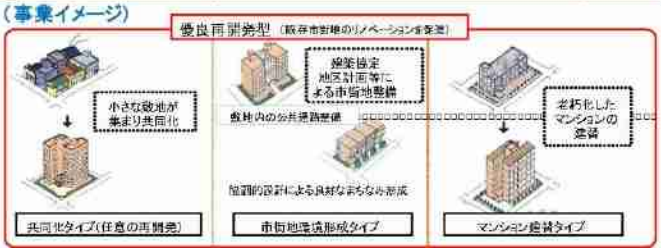

補助要件

＜事業要件＞

- 地区面積が原則として500㎡以上
  又は敷地面積300㎡以上
  ただし、既存ストック再生型については
  地区面積300㎡以上

- 地上3階以上で、耐火建築物または
  準耐火建築物等

＜補助対象費用＞①調査設計計画
②土地整備（除去費等）
③共同施設整備
（共用通行部分、空地等の整備）

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、民間事業者等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：2/5、地方：2/5、民間事業者等：1/5

D-12. 住宅・建築物安全ストック形成事業
（住宅・建築物耐震改修事業）

事業概要

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進する事業。「減災」の考え方に基づき、「逃げる」という視点も含めた対策を実施し、災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路沿道住宅建築物、避難路沿道住宅建築物及び避難所等の耐震化を行う。

補助対象

①緊急輸送道路沿道の住宅、建築物
②避難路沿道等の住宅、建築物
③避難所等
における耐震診断、耐震改修等

○耐震改修イメージ

<戸建て住宅>

筋交いの設置
構造用合板の設置
筋交いの設置

補助要件

①地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路で、耐震改修促進計画において、耐震化を図るべき緊急輸送道路として位置づけられたもの。
②避難路又は避難地が地域防災計画に位置づけられた避難路又は避難地、若しくは耐震改修促進計画に位置づけられた避難路であること。
③避難所等として地域防災計画に位置づけられているか又は位置づけられることが確実であること。
※上記の他、建物要件あり。

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村・民間等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

【耐震改修】
緊急輸送道路沿道及び避難所等：国：1/3，地方：2/3（公共建築物）
国：1/3，地方：1/3，民間1：/3（民間建築物）
避難路沿道：国：1/6，地方5/6（公共建築物）
国：1/6，地方1/6，民間4/6（民間建築物）

【耐震診断】
民間実施：国：1/3，地方1/3，民間1/3
地方公共団体実施：国：1/2，地方：1/2（住宅）
国：1/3，地方：2/3（建築物）
（緊急輸送道路沿道は国：1/2，地方1/2）

D-13. 住宅・建築物安全ストック形成事業
（がけ地近接等危険住宅移転事業）

事業概要

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業

補助対象

（1）除却等費
○危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等（限度額：802千円/戸）

（2）建設助成費
○危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入利率：年8.5%を限度）

限度額：4,150千円/戸（建物3,190千円/戸、土地960千円/戸）
ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定された推進地域の場合は、7,227千円/戸（建物4,570千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成597千円/戸）。

補助要件

（1）対象地区要件
○建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
○建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

（2）対象住宅要件
○既存不適格住宅、又は建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

交付団体
都道府県、市町村

事業実施主体
市町村（市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県。）

交付率
国：1／2、地方公共団体：1／2

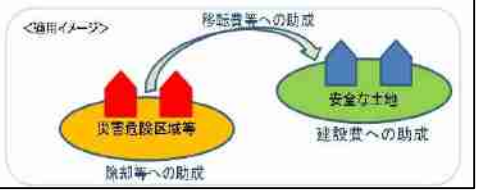

D-14. 造成宅地滑動崩落緊急対策事業

事業概要

地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地において、再度災害を防止するために滑動崩落防止の緊急対策工事に対する支援。

補助対象

・東日本大震災により造成宅地に滑動崩落等が発生している地区における滑動崩落防止工事

補助要件

・地震時に滑動崩落するおそれの大きい造成宅地であって、次のいずれかに該当するもの
　イ　盛土面積が3,000m²以上であり、かつ盛土上に存在する家屋が10戸以上であるもの
　ロ　盛土をする前の地盤面の勾配が20度以上かつ盛土高さが5m以上であり、かつ家屋が5戸以上であるもの
・当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの
　イ　道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り迂回路のあるものも含む。））、河川、鉄道
　ロ　地域防災計画に記載されている避難地又は避難路
　ハ　家屋10戸以上（当該盛土上に存するものは除く）

交付団体
都道府県・市町村

事業実施主体
都道府県・市町村

基本国費率
※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2（特別な場合は2/3※）※ 放置すれば災害への対応に広域にわたり重大な支障をきたすおそれがあるような施設等の保護
地方公共団体と民間の負担割合については事業主体が任意に定めることが可能。

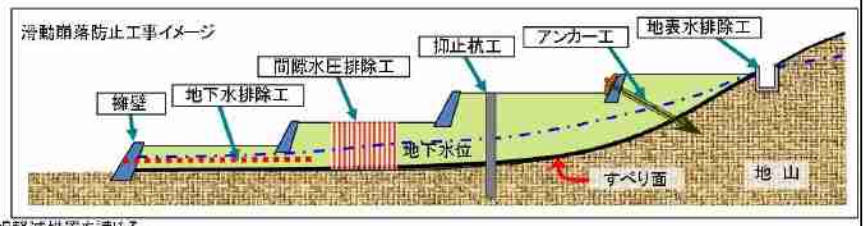

D-15. 津波復興拠点整備事業

事業概要

復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設※）を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う津波復興拠点整備事業を創設。

補助対象

①津波復興拠点整備計画策定支援に要する費用：計画策定費、コーディネート費
②津波復興拠点のための公共施設等整備：地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備等
③津波復興拠点のための用地取得造成

補助要件

津波により甚大な被災を受けた地域おいて、一団地の津波防災拠点市街地形成施設※として定められていること等。

※津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点とするため、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市計画法に基づく都市施設として位置づけ、収用の対象とする制度を法律制度として新設

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2
地方公共団体：1/2

津波復興拠点イメージ

本事業では、道路、公園、緑地のほか、津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設等の整備を支援

D-16. 市街地再開発事業

事業概要

被災地の復興にあたり、被災地の限られた土地の有効利用を図りつつ、被災商店の再建や被災者の受け皿となる公的住宅等の一体的整備を推進する。

補助対象

① 商業施設、公的住宅等の施設建築物の整備に要する費用
- 調査設計計画費
- 土地整備費（除却費等）
- 共同施設整備費（共用通行部分、空地等の整備）

② 都市計画道路等の公共施設の整備に要する費用

補助要件

- 原則として、地区面積が2,000㎡以上
- 地区内の耐火建築物が概ね1/3以下 等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国 ： 2/5
地方公共団体 ： 2/5
民間事業者等 ： 1/5

一般的な市街地再開発事業のイメージ

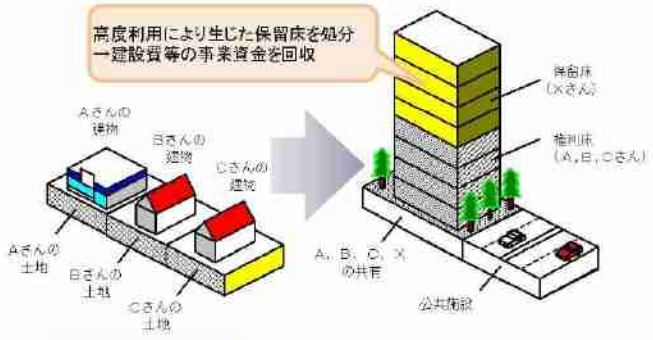

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、民間事業者等

D-17. 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）

事業概要

広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する

都市再生区画整理事業
- 緊急防災空地整備事業：土地区画整理事業が予定される地区において、防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当用地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業
- 都市再生事業計画案作成事業：土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に関する事業

被災市街地復興土地区画整理事業：大規模な災害により被災した市街地の復興を促進するために行う土地区画整理事業等

補助対象・補助要件

※下線部は東日本大震災の復興に係る制度拡充

○緊急防災空地整備事業
土地区画整理事業予定地において、緊急防災空地の用地を取得するのに要する費用（減価補償地区以外も対象）

○都市再生事業計画案作成事業
土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に要する費用

○被災市街地復興土地区画整理事業
区画道路、公園等の公共施設を用地買収方式で整備した場合の事業費等を限度額として事業を支援

津波防災整地費：津波により甚大な被災を受けた地域において、一定以上の計画人口密度（40人/ha）などの必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地の嵩上げ費用（津波防災整地費）を限度額に追加

交付団体
都道府県・市町村

事業実施主体
都道府県・市町村 等

基本国費率
国：1/2、地方公共団体：1/2 ※別途、地方負担軽減措置を講じる。

D-18. 都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）

事業概要

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、土地区画整理事業で行う道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

補助対象

○敷地境界、基準点等の混乱が著しい地域において、地籍整備と液状化対策を合わせて行う土地区画整理事業に対する支援（被災市街地復興土地区画整理事業の国費算定対象及び交付対象経費（道路、公園等の公共施設整備費等）に液状化対策事業計画に基づき実施される事業に要する経費として液状化対策推進工事費を追加）

補助要件

①液状化対策事業計画※の区域内で行うもの
②公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

※液状化対策事業計画の策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を聴くものとする。

交付団体
都道府県・市町村

事業実施主体
都道府県、市町村
又は土地区画整理組合等

基本国費率
※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国：1/2 ,地方公共団体：1/2

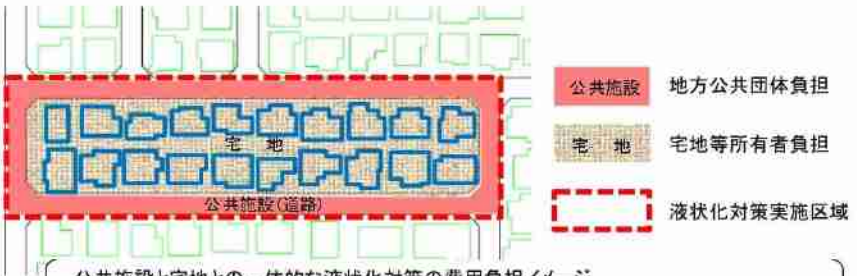

公共施設と宅地との一体的な液状化対策の費用負担イメージ
ただし、民間宅地内において実施する公共施設の液状化対策費については公費で負担

D-19. 都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）

事業概要

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

補助対象

①液状化対策事業計画※の案の作成（付随する調査含む）及びコーディネートに要する費用に対する支援
②液状化対策事業計画に基づき実施される以下の補助要件を満たす事業（設計費・工事費）及び付随する調査に要する費用に対する支援

補助要件

①液状化対策事業計画※の区域内で行うもの
②液状化対策事業計画の区域の面積が3,000㎡以上でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
③液状化対策事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの
④公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

※液状化対策事業計画の策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を聴くものとする。

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2，地方公共団体：1/2

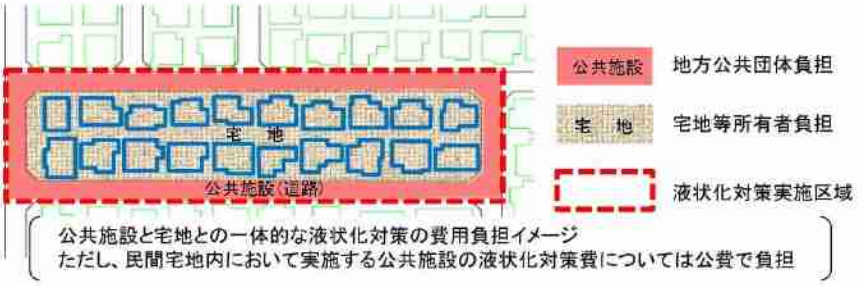

公共施設と宅地との一体的な液状化対策の費用負担イメージ
ただし、民間宅地内において実施する公共施設の液状化対策費については公費で負担

D-20. 都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）

事業概要

避難行動調査等により科学的知見に裏付けられた計画策定、住民の合意形成等のコーディネートに対する支援や、計画に位置付けられた市街地の防災性の向上のための地区公共施設等整備などに対する支援を行う。

補助対象

①津波等に対する市街地の災害危険度判定に関する調査
②地区住民等に対する啓発活動、協議会の活動に対する助成、地区のまちづくり方針作成
③道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備
④災害に強いまちへの再生や地域活力の早期復興のための復興まちづくり計画の策定（付随する調査を含む）やコーディネート、地区公共施設や高質空間形成施設（植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等）、防災・復興まちづくり拠点施設、共同施設・修景施設等の施設整備　等

補助要件

①～③については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域・観測強化地域・特定観測地域※、指定市、県庁所在の市、DID地区のいずれかに該当する地区（※③は独立した家屋が10戸以上隣接している地域）

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/3、地方公共団体：2/3（①、②、③の用地費（地区公共施設）、④の景観区域等を除く高質空間形成施設・復興まちづくり支援施設）
国：1/3、地方公共団体：1/3、民間団体等：1/3（③と④の間接補助）
国：1/2、地方公共団体：1/2（上記以外）

D-21. 下水道事業

事業概要

東日本大震災を踏まえ、被災した地方公共団体における下水管の耐震化、水処理施設の耐震補強等に対する支援を行う。

補助対象

下水道施設の設置・改築

補助要件

（下水管）
下水道法施行令第24条の2に定める主要な管渠
（処理場）
門、さく、へいを除く処理施設

交付団体

市町村

事業実施主体

市町村

基本国費率　※別途、地方負担軽減措置を講じる。

［下水管］
国：1/2，地方公共団体：1/2
［下水処理場］
国：5.5/10又は1/2，地方公共団体：4.5/10又は1/2

管渠の耐震化イメージ

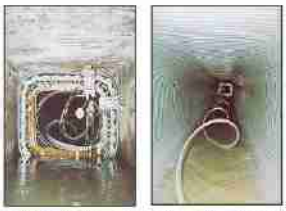

管渠耐震化工法（更生工法の採用）

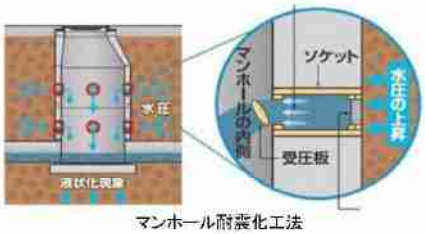

マンホール耐震化工法

下水処理場の耐震化イメージ

水処理施設の耐震補強（コンクリート打ち増し）

D-22. 都市公園事業

事業概要

被災地の復興において津波災害に強い地域づくりを推進するため、津波被害を軽減する機能を有する都市公園（津波防災緑地）の整備等について支援する。

補助対象

①施設整備　都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める補助対象施設の整備
②用地取得　都市公園の用地取得（公共施設管理者負担金を含む）

補助要件

【面　　積】原則として、2ha以上の公園であること
【総事業費】総事業費が、1箇所当たり2.5億円以上の事業（県事業は5億円以上）であること
東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画又は復興交付金事業計画の区域内で行われる場合は、市町村における都市公園等の整備水準に関わらず補助対象とする。

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率　※別途、地方負担軽減措置を講じる。

【施設整備】国：1/2，地方公共団体：1/2
【用地取得】国：1/3，地方公共団体：2/3

≪東日本大震災で見られた公園緑地による津波被害軽減効果の例≫

津波を減衰し、漂流物を捕捉することにより、住宅地への直接的な被害を軽減した樹林帯（気仙沼市）

津波による浸食を免れ、地域住民等の避難地としても機能した都市公園内の丘（仙台市）

D-23. 防災集団移転促進事業

事業概要

東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する事業

補助対象

①住宅団地（住宅団地に関連する公益的施設を含む）の用地取得及び造成に要する費用（移転者等に分譲する場合も分譲価格（市場価格）を超える部分は補助対象）
②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費（借入金の利子相当額）
③住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
④移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用（当該移転促進区域内のすべての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限る）
⑤移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
⑥移転者の住居の移転に対する補助に要する経費
⑦計画策定費

補助要件

・住宅団地の規模が5戸以上（移転しようとする住居の数が10戸を超える場合には、その半数以上の戸数。）

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：3/4，地方公共団体：1/4

E-1．低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

事業概要

復興地域の浄化槽整備を促進するため、被災地域において低炭素社会対応型浄化槽等を設置する者に対し設置費用を助成する事業（個人設置型）や、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うために必要な費用を助成する事業（市町村設置型）を実施。

補助対象

低炭素社会対応型浄化槽（ブロワの消費電力が従来型より少ない省エネ型浄化槽）等の設置

補助要件

○個人設置型
復興交付金事業計画により定められた地域における、低炭素社会対応型浄化槽等の整備事業であること。
○市町村設置型
復興交付金事業計画により定められた地域における、低炭素社会対応型浄化槽の整備事業であること。

交付団体

市町村

事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

○個人設置型：設置費用の4割のうち、
国1／2、市町村1／2（低炭素社会対応型浄化槽）
国1／3、市町村2／3（通常型浄化槽）
○市町村設置型：設置費用のうち、国1／2、市町村12／30

■低炭素社会対応型浄化槽

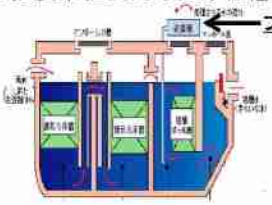

ばっ気のためのブロワの消費電力を削減できる省エネ浄化槽

■個人設置型（国庫助成対象額：設置費用の4割）

個人負担 ： 6割	地方負担 1／2	国庫助成 1／2
※通常型浄化槽設置の場合	2／3	1／3

■市町村設置型（国庫助成対象額：設置費用の10割）

個人負担 1割	地方負担 12／30	国庫助成 1／2

2. 「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

令和６年１月１日に発生した能登半島地震では、死者 549 名（うち災害関連死 321 名）、住宅被害 163,724 棟（令和７年３月 11 日現在）の甚大な被害がもたらされた。令和６年１月 11 日には「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害（本激）として指定された。これにより、以下の措置が閣議決定され、交付・施行された。

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第３条、第４条）
　公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。（過去５カ年の実績の平均では公共土木施設等は 70%→83%に嵩上げ）

② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第５条）
　農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。（過去５カ年の実績の平均では農地は 85%→96%に嵩上げ）

③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第６条）
　農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。（通常 20%→最高 90%）

④ 共同利用小型漁船の建造費の補助（法第 11 条）
　漁業協同組合の行う共同利用小型漁船建造費に対し 1/3 の補助を行う。

⑤ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第 12 条）
　事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。

⑥ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第 16 条）
　公立社会教育施設の災害復旧事業に対し 2/3 の補助。

⑦ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第 17 条）
　私立学校施設の災害復旧事業に対し 1/2 の補助。

⑧ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第 19 条）
　市町村の行う感染症予防事業（消毒等）の支弁について、都道府県が全額を負担し、国がその 2/3 を負担。

⑨ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第 20 条）
　都道府県が被災者に対する福祉資金貸付金の財源について、国の負担割合を 3/4 に引き上げ。

⑩ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第 24 条）
　国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

⑪ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第 25 条）
　災害を受け事業を休業した事業所の労働者に対し、当該労働者を離職したものとみなし、基本手当の支給をすることができる。

出典：「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について（内閣府政策統括官（防災担当）），令和６年１月 11 日

3. 令和６年能登半島地震　被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ

令和６年能登半島地震において、国が緊急に取り組むべき施策について、「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」として取りまとめ、決定している。

（１）生活の再建
- 避難所等における生活環境の改善
- 命と健康を守るためのホテル・旅館等への二次避難
- 住み慣れた土地に戻るための住まいの確保
- 切れ目のない被災者支援
- 金融支援・税制上の対応等

（２）生業の再建
- 中小・小規模事業者の支援
- 農林漁業者の支援
- 観光復興に向けた支援
- 地域の雇用対策等

（３）災害復旧等
- 迅速な災害復旧
- 復興まちづくり
- 令和６年能登半島地震についての緊急調査

（１）生活の再建

○避難所等における生活環境の改善
- ☑ニーズに応じた物資支援（発災直後より展開したプッシュ型の支援から、被災地のニーズに応じて必要な物資を送るプル型支援に移行）

○命と健康を守るためのホテル・旅館等への二次避難
- ☑二次避難について、ホテル・旅館等の利用額の基準を特例的に 7,000 円⇒10,000 円に引き上げ
- ☑要配慮者等にきめ細かく対応
  - ・福祉タクシー、高齢者施設等の活用
  - ・介護職員等の応援派遣や災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）等と連携し、医療・介護・福祉ニーズに対応
  - ・保育所、学校等に関する情報の提供
  - ・自衛隊・消防、地方公共団体等の連携による孤立集落の事実上の解消
- ☑被災地における防犯カメラの設置、パトロール強化等の防犯対策

○住み慣れた土地に戻るための住まいの確保
- ☑罹災証明書の早期交付のため被害認定調査の簡素化・人的支援
- ☑住宅の応急修理に対する支援
- ☑倒壊家屋の解体・撤去支援、災害廃棄物の処理
  - ・全壊家屋に加え、特例的に半壊家屋の解体支援も自己負担ゼロに
  - ・所有者不明空家の解体について民法の新制度等の積極的活用
- ☑被災者ニーズに応じた応急仮設住宅の供与等
  - ・プレハブ仮設等に加え、地域型の木造仮設住宅の活用
- ☑自力での再建・補修等を支援
  - ・被災者生活再建支援金（最大 300 万円）の迅速な支給

○切れ目のない被災者支援
- ☑被災地に寄り添った見守り・相談
  - ・災害ケースマネジメントの周知
  - ・在宅高齢者等への戸別訪問
  - ・仮設住宅に入居する被災者等の見守り・相談支援等
- ☑医療・介護費等の自己負担・保険料の減免

☑通園・通学支援、学習・就学支援
・教科書の無償給与、学校 ICT 環境の整備や通学支援
・学習支援や心のケア等に必要な教職員の配置など
☑運転免許証の有効期間の延長等
☑インターネット上の偽情報・誤情報対策

○金融支援・税制上の対応等
☑預金通帳を紛失した場合の柔軟な対応
☑保険証券を紛失した場合の保険金支払い等の迅速化
☑生活福祉資金貸付の貸付対象を被災世帯に拡大、貸付要件の緩和等
＜生活福祉資金貸付：離職や解雇、やむをえない休業等で生活に困窮する方への貸付制度＞
☑国税・地方税の申告・納付等の期限の延長等
☑雑損控除の前年分（令和５年分）所得税への適用を認める特例等（所得税・個人住民税適切に措置）
＜雑損控除：災害等によって、住宅・家財等の資産について損害を受けた場合等に受けられる所得控除＞
☑住民税が全額免除される水準等となった被災者を含む世帯について、物価高対策支援（１世帯合計 10 万円、こども１人あたり５万円加算）を適用

（２）生業の再建

○中小・小規模事業者の支援
☑施設等の復旧費用を補助（なりわい再建支援事業）
石川：最大 15 億円（補助率 3/4 以内）、富山・福井・新潟：最大３億円（補助率 3/4 以内）
※過去の災害での被災事業者は、石川：最大５億円　富山・福井・新潟：最大１億円までは全額補助可
☑小規模事業者等の販路開拓を支援（補助率 2/3 等、最大 200 万円）
☑商店街の再生支援（アーケード・街路灯等の復旧、賑わい創出支援）
☑伝統産業の事業継続に必要な道具や原材料の費用補助（補助率 3/4、最大 1,000 万円）
☑コロナ債務返済負担軽減策（リスケ時の追加保証料ゼロ、劣後ローンにおける金利優遇措置、二重債務問題への対応等）
☑資金繰り支援（日本政策金融公庫：別枠３億円、金利 0.9%引下げ（上限・期間あり）等）
☑能登半島産品の販売促進支援（特設サイト、販促イベント）
☑農林漁業者の支援

○被災した農業用機械等の再建支援（農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設、木材加工流通施設、特用林産振興施設等の再建・修繕への支援（補助率 1/2 等））
☑営農再開に向けた支援
・種子・種苗等の資材調達
・繁殖用の牛・豚の再導入
・被災農家等の柔軟な雇用による人手の確保
☑被災農林漁業者の資金繰り支援（貸付当初５年間の実質無利子化等）
☑景観にも配慮した棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり
☑漁船等の復旧、漁場環境の回復への支援や、地域の将来ビジョンの下での里海資源を活かした海業振興等

○観光復興に向けた支援

風評対策として、

・観光地や交通機関の現状に関する正確な情報の発信

・観光プロモーションの重点的実施（２～３月）

「北陸応援割」（３～４月）（補助率 50%、最大 20,000 円／泊）

※能登地域については、復興状況を見ながら、より手厚い旅行需要喚起策を検討

☑ふるさと納税の積極的な活用による特産品販売、旅行等の促進

☑観光関連事業者の支援（なりわい再建支援事業等の活用）

☑能登地域の観光拠点・観光資源の再生に向けて、観光地の復旧計画の策定・実行支援、まちづくり支援、コンテンツ造成の支援等

○地域の雇用対策等

☑雇用調整助成金の助成率引上げ（中小企業 2/3→4/5、大企業 1/2→2/3）

☑雇用調整助成金の支給日数延長（100 日/年→300 日/年）

☑災害によって事業所が休止した場合等にも雇用保険の失業手当支給

（３）災害復旧等

○迅速な災害復旧

☑道路、河川・砂防、港湾、漁港等の復旧

☑空港、鉄道の復旧

☑公共土木施設や農林水産業施設等の被災状況調査・復旧方法の助言

＜国土交通省：緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）　農林水産省：農林水産省サポート・アドバイスチーム（MAFF-SAT）等＞

☑医療・水道・学校・社会教育・社会福祉等の施設、文化財、放送・通信設備等の災害復旧

☑水道復旧事業の補助率の引き上げ

○復興まちづくり

☑復興まちづくりの計画策定に向けた調査支援、国・UR などの支援体制確保

☑公共施設と隣地宅地等の一体的な液状化対策

○令和６年能登半島地震についての緊急調査

出典：令和６年能登半島地震被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ（首相官邸 HP）

安芸市復興基本方針（草案）

発　　行：安　芸　市
発行年月：令和７年９月